

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月23日
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号 (平成24年5月21日より、東京都港区芝3丁目33番1号(予定))
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポートイング部長 橋詰 廣志
【電話番号】	03-6259-3801
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日本債券インデックスe
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限 10兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本債券インデックスe（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

1口当たりの元本は1円です。

委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

ただし、「分配金再投資コース」（ ）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、後記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

お申込受付日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。(「償還乗換優遇制度」())

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額()の中から差引きます。お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成24年4月24日から平成25年4月22日までとします。

(注) お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針 収益分配金の支払い」に規定する収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所)で所有証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電話：0120-668001(フリーダイヤル)

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.smtam.jp/>

(9) 【払込期日】

申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込金額を販売会社に支払うものとします。

継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします。（販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

上限 1兆円

基本的性格

当ファンドは、委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、三井住友信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認いただけます。

< 単位型投信・追加型投信 >

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象資産（収益の源泉） >

- ・債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 補足分類 >

- ・インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル ()		
大型株	年2回			
中小型株		日本		日経225
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債				
その他債券	年12回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド ・オブ・ ファンズ	その他 (NOMURA - BPI 総合)
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

< 投資対象資産 >

- ・その他資産（投資信託証券）

...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

- ・債券 一般...公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドでは株式、債券、不動産投信以外の資産である投資信託証券を主要投資対象とし、当該投資信託証券を通じて債券に投資します。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「債券」であるのに対して、属性区分表の投資対象資産では「その他資産（投資信託証券）」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組み入れている資産そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

< 決算頻度 >

- ・年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 投資形態 >

・ファミリーファンド

...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

< インデックスファンドにおける対象インデックス >

・その他（NOMURA - B P I 総合）

...「その他」とは、日経225、TOPIX以外の指数をいいます。

なお、当ファンドの対象インデックスは「NOMURA - B P I 総合」です。

NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。この指数は野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果に関し、一切責任はありません。

ファンドの特色

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、「NOMURA - B P I 総合」と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年4月6日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

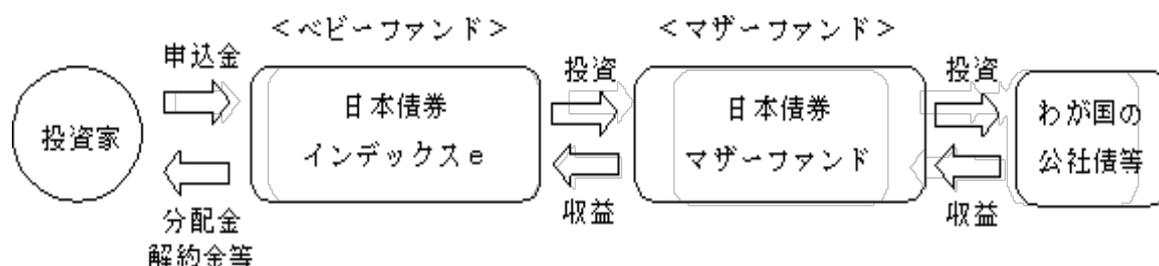
平成24年4月1日 当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継
当ファンドの名称をCMAM日本債券インデックスeから日本債券インデックスeに変更

当ファンドの主要投資対象である中央三井日本債券マザーファンドの名称を日本債券マザーファンドに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（日本債券インデックスe）とし、その資金をマザーファンド（日本債券マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



ファンドの関係法人

委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

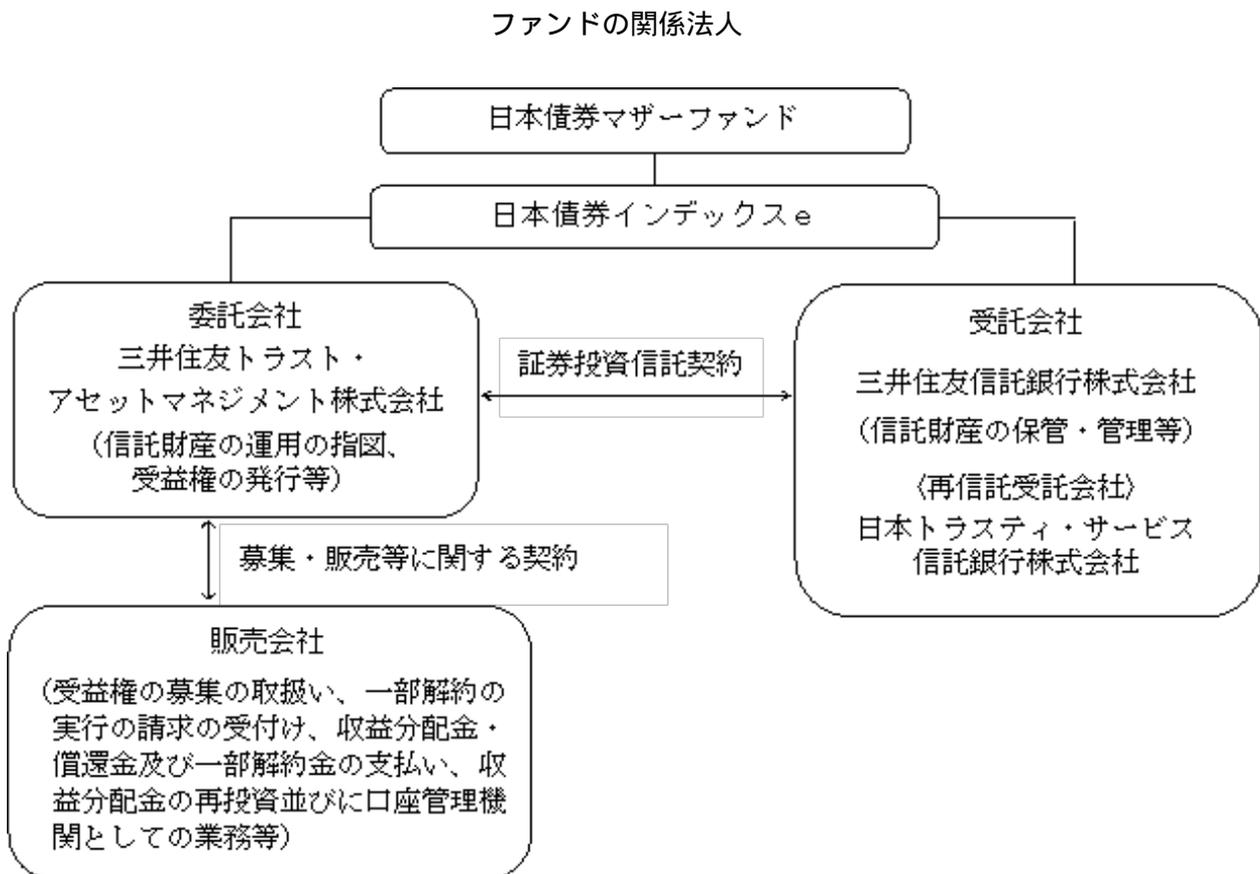
受託会社 三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいています。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

A．資本金の額：3億円（平成24年4月1日現在）

B．委託会社の沿革

昭和61年11月1日：住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年2月20日：投資顧問業の登録

昭和62年9月9日：投資一任契約に係る業務の認可

平成2年10月1日：住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年2月15日：住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年3月25日：証券投資信託委託業の認可

平成19年9月30日：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

平成24年4月1日：中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

C．大株主の状況（平成24年4月1日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

当ファンドは、わが国の公社債に投資する日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

このほか、公社債等に直接投資することもあります。

投資態度

- A. 公社債への実質投資は、わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA - B P I総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 公社債等の実質投資割合は、原則として高位を保ちます。
- C. 株式以外の資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- D. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- F. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- G. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）H.、I.及びJ.に定めるものに限りません。）
 - 3. 金銭債権（上記1.、2.及び下記4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 約束手形（上記1.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本債券マザーファンド」の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

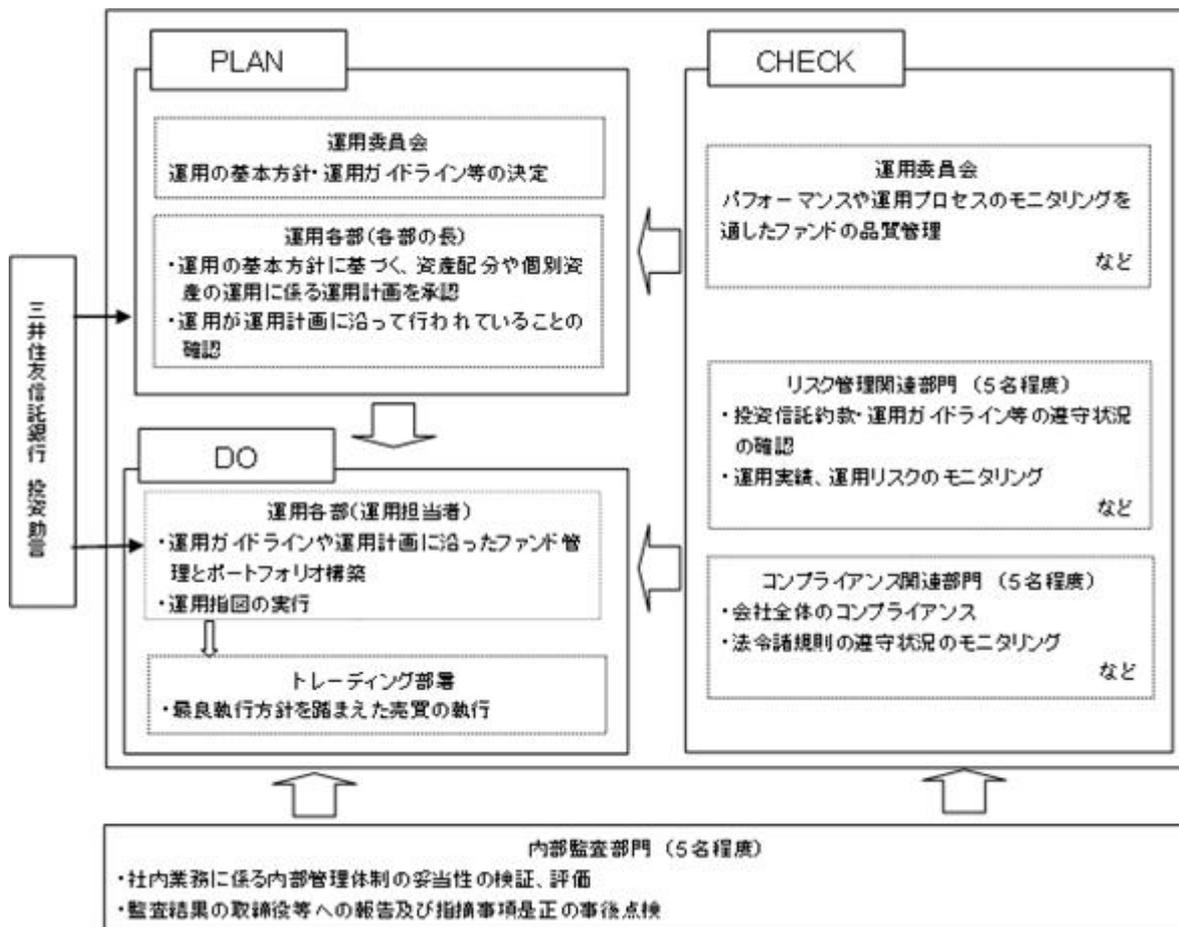
1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 5. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から7. までの証券又は証書の性質を有するもの
 9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 10. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記6. の証券又は証書及び上記8. の証券又は証書のうち上記6. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記1. から5. までの証券及び上記8. の証券又は証書のうち上記1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用指図できる金融商品

- A. 委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- B. 金融商品による運用の特例
- 当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

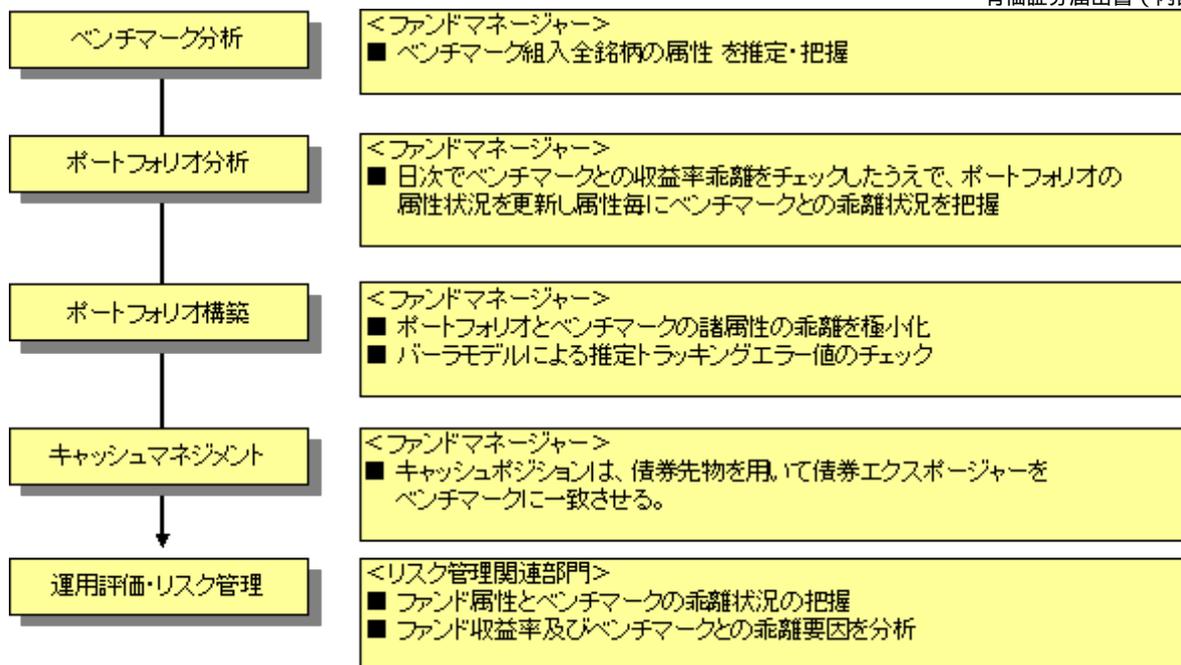
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



<マザーファンドのポートフォリオ構築プロセス>

- ・ポートフォリオの構築は、ベンチマーク分析、ポートフォリオ分析等の段階を踏んで実施します。
- ・運用に際しては、三井住友信託銀行との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行の運用部門から投資助言（売買案）の提供を受け活用します。また、運用評価・リスク管理についてはリスク管理関連部門が行います。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

分配方針

年1回の毎決算時（決算日は1月22日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- A．分配対象額は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金は、全額分配に使用することがあります。
- B．分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- C．収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

分配収益の計算

- A．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- イ．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とみなし配当等収益との合計額は、諸経費（後記「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」の記載をご参照ください。）、監査費用、当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ロ．売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．上記イ．及びロ．においてみなし配当等収益とは、マザーファンドの配当等収益にマザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額をいいます。
- ニ．収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ホ．「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に規定する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、上記ニ．に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- B．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

A．支払時期と場所

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する支払いを開始します。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

B．時効

受益者が、収益分配金については上記A．イ．に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

A．株式への投資割合

株式への投資は転換社債を転換したものと及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- B．外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行いません。
- C．転換社債等への投資割合
転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- D．同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- E．同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- F．投資信託証券への投資割合
投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- G．投資する株式の範囲
- イ．委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- H．先物取引等の運用指図
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- I．スワップ取引の運用指図
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- J．金利先渡取引の運用指図
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二．委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- K．有価証券の貸付の指図及び範囲
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ．上記イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- L．公社債の空売りの指図及び範囲
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ．上記イ．の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- M．公社債の借入れの指図及び範囲
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ．上記イ．の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- N．一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- O．再投資の指図
- 委託会社は、上記N．の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- P．資金の借入れ
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ

の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

Q．受託会社による資金の立替え

イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ．上記イ．及びロ．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

R．利害関係人等との取引等

イ．受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ．及びロ．において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記H．からP．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ．受託会社は、受託会社が当ファンドの受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ．委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記H．からP．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

二．上記イ．からハ．までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

関連法令に基づく投資制限

A．発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行

わないものとしします。

B．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ．に掲げる数がロ．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとしします。

イ．その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ．において同じ。）の総数

ロ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの概要

「日本債券マザーファンド」の概要

1．基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

わが国の公社債に投資を行い、NOMURA - B P I 総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。

運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

3．投資制限

株式への投資は転換社債を転換したものと及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は、行いません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

< その他の留意点 >

ファンドは、NOMURA - B P I 総合と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います（運用を外部委託しているファンドも含みます。）。

モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理、コンプラ

イアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じます。

内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込受付日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

なお、マザーファンドにおいては、申込手数料はかかりません。

「分配金再投資コース」（ ）において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（ ））

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額（ ）の中から差引きます。

お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。

上記 から までの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：0120-668001（フリーダイヤル）

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.smtam.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

当ファンドには、解約手数料はありません。また当ファンドには、信託財産留保額はありませぬ。

なお、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券を一部解約する場合には、下表のA欄の金額にB欄の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

マザーファンド名	A 欄	B 欄
日本債券マザーファンド	一部解約を行う日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を受益権総口数で除した金額	0.1%

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になることがあります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.3885%（税抜0.37%）を乗じて得た額とします。その配分は以下のとおりです。

委託会社	年率 0.147%	（税抜 0.14%）
販売会社	年率 0.1995%	（税抜 0.19%）
受託会社	年率 0.042%	（税抜 0.04%）

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、マザーファンドにおいては、監査報酬はかかりません。

借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

- A. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- B. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- C. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- D. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時及び償還時の課税について

一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記 又は をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- A．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- B．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

- A．収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は以下のとおりです。

なお、配当控除の適用はありません。

	税率（内 訳）
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、住民税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれません。）

- B．一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は上記Aと同じです。
- C．一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
平成24年12月31日まで	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれません。）

上記は、平成24年2月29日現在のもので、税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

平成24年4月1日をもって「中央三井日本債券マザーファンド」は「日本債券マザーファンド」にファンド名称を変更しております（以下同じ。）。

以下の記載事項は、平成24年2月29日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類		国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託	中央三井日本債券マザーファンド	日本	469,302,719	99.51
受益証券	親投資信託受益証券合計		469,302,719	99.51
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）			2,291,896	0.49
合計（純資産総額）			471,594,615	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況は次のとおりです。

(中央三井日本債券マザーファンド)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	日本	360,890,375,270	98.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,935,330,222	1.89
合計（純資産総額）		367,825,705,492	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄	口数	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（％）
			単価	金額	単価	金額	
親投資信託 受益証券	中央三井日本債券 マザーファンド	390,434,875	1.1978	467,673,440	1.2020	469,302,719	99.51

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況

(中央三井日本債券マザーファンド)

投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	利率（％）	償還日	額面金額（円）	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	利付国庫債券（5年）第87回	0.5	2014/12/20	5,500,000,000	100.91	5,550,445,000	101.03	5,556,650,000	1.51

2	利付国庫債券(10年)第289回	1.5	2017/12/20	3,800,000,000	106.11	4,032,480,000	106.28	4,038,982,000	1.10
3	利付国庫債券(10年)第285回	1.7	2017/3/20	3,400,000,000	106.76	3,630,146,000	106.89	3,634,566,000	0.99
4	利付国庫債券(2年)第313回	0.1	2014/2/15	3,500,000,000	99.98	3,499,580,000	99.99	3,499,650,000	0.95
5	利付国庫債券(10年)第312回	1.2	2020/12/20	3,300,000,000	102.85	3,394,050,000	103.20	3,405,633,000	0.93
6	利付国庫債券(10年)第288回	1.7	2017/9/20	3,000,000,000	107.09	3,212,790,000	107.28	3,218,550,000	0.88
7	利付国庫債券(10年)第284回	1.7	2016/12/20	2,950,000,000	106.55	3,143,284,000	106.66	3,146,676,500	0.86
8	利付国庫債券(5年)第100回	0.3	2016/9/20	3,000,000,000	99.92	2,997,850,000	100.08	3,002,670,000	0.82
9	利付国庫債券(10年)第313回	1.3	2021/3/20	2,800,000,000	103.46	2,897,076,000	103.82	2,906,988,000	0.79
10	利付国庫債券(2年)第309回	0.1	2013/10/15	2,900,000,000	99.96	2,898,985,000	99.99	2,899,739,000	0.79
11	利付国庫債券(10年)第305回	1.3	2019/12/20	2,700,000,000	104.49	2,821,230,000	104.86	2,831,247,000	0.77
12	利付国庫債券(5年)第88回	0.5	2015/3/20	2,800,000,000	100.89	2,824,920,000	101.07	2,830,072,000	0.77
13	利付国庫債券(10年)第318回	1.0	2021/9/20	2,700,000,000	100.26	2,707,128,000	100.61	2,716,551,000	0.74
14	利付国庫債券(10年)第315回	1.2	2021/6/20	2,600,000,000	102.33	2,660,658,000	102.70	2,670,304,000	0.73
15	利付国庫債券(10年)第317回	1.1	2021/9/20	2,500,000,000	101.28	2,532,022,000	101.53	2,538,350,000	0.69
16	利付国庫債券(5年)第96回	0.5	2016/3/20	2,400,000,000	100.81	2,419,632,000	101.06	2,425,440,000	0.66
17	利付国庫債券(5年)第89回	0.4	2015/6/20	2,400,000,000	100.53	2,412,936,000	100.76	2,418,456,000	0.66
18	利付国庫債券(5年)第99回	0.4	2016/9/20	2,400,000,000	100.29	2,407,128,000	100.53	2,412,912,000	0.66
19	利付国庫債券(2年)第307回	0.2	2013/8/15	2,400,000,000	100.12	2,402,952,000	100.13	2,403,288,000	0.65
20	利付国庫債券(5年)第93回	0.5	2015/12/20	2,300,000,000	100.84	2,319,504,000	101.09	2,325,093,000	0.63
21	利付国庫債券(10年)第307回	1.3	2020/3/20	2,200,000,000	104.34	2,295,524,000	104.68	2,303,114,000	0.63
22	利付国庫債券(2年)第303回	0.2	2013/4/15	2,300,000,000	100.09	2,302,231,000	100.10	2,302,415,000	0.63
23	利付国庫債券(5年)第102回	0.3	2016/12/20	2,200,000,000	99.92	2,198,442,000	100.02	2,200,506,000	0.60
24	利付国庫債券(5年)第82回	0.9	2014/3/20	2,100,000,000	101.63	2,134,356,000	101.61	2,133,999,000	0.58
25	利付国庫債券(5年)第85回	0.7	2014/9/20	2,100,000,000	101.39	2,129,337,000	101.47	2,130,891,000	0.58
26	利付国庫債券(5年)第86回	0.6	2014/9/20	2,100,000,000	101.13	2,123,734,000	101.21	2,125,557,000	0.58
27	利付国庫債券(5年)第83回	0.9	2014/6/20	2,000,000,000	101.79	2,035,820,000	101.80	2,036,140,000	0.55
28	利付国庫債券(5年)第94回	0.6	2015/12/20	2,000,000,000	101.23	2,024,680,000	101.46	2,029,360,000	0.55
29	利付国庫債券(5年)第92回	0.3	2015/9/20	2,000,000,000	100.14	2,002,880,000	100.40	2,008,100,000	0.55
30	利付国庫債券(10年)第320回	1.0	2021/12/20	2,000,000,000	100.35	2,007,123,000	100.40	2,008,060,000	0.55
合計				80,350,000,000		82,018,923,000		82,159,959,500	22.34

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 国/地域は全て日本、種類は全て国債証券です。

B. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	75.04
地方債証券	6.50
特殊債券	9.64
社債券	6.93
合計	98.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

銘柄名	国/地域	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引 買建 長期国債先物	日本	23	3,281,443,810	3,282,790,000	0.89

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 債券先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日の清算値段で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (円)	1万口当たりの 基準価額 (円)
第1期計算期間 (平成23年1月24日現在)	170,393,827	10,119
第2期計算期間 (平成24年1月23日現在)	529,512,243	10,328
平成23年2月末日	180,286,071	10,111
平成23年3月末日	185,696,349	10,110
平成23年4月末日	203,808,488	10,144
平成23年5月末日	237,805,880	10,181
平成23年6月末日	259,763,650	10,209
平成23年7月末日	290,278,836	10,242
平成23年8月末日	286,650,262	10,268
平成23年9月末日	305,483,504	10,303
平成23年10月末日	355,144,043	10,281
平成23年11月末日	404,155,257	10,275
平成23年12月末日	400,689,885	10,334
平成24年1月末日	490,006,050	10,348
平成24年2月末日	471,594,615	10,354

(注) 決算日における基準価額は、分配付、分配落とも同一です。

【分配の推移】

	1万口当たりの収益分配金
第1期計算期間	0円
第2期計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間	1.2%
第2期計算期間	2.1%

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定時の発行価額（1万口当たり10,000円）を使用しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	366,054,247	197,663,827	168,390,420
第2期計算期間	628,264,885	283,937,690	512,717,615

(注1) 設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初自己設定の設定口数を含みます。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

2012年2月29日 現在(基準日)

〈基準価額・純資産の推移〉



・基準価額及び基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
 ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。
 ・ベンチマーク(NOMURA-BP総合)は、設定日の基準価額に合わせて指数化しています。

〈分配の推移〉

2012年1月	0円
2011年1月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり 税引前の値です。
 ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

資産別投資比率

資産	比率
債券	97.64%
その他資産	2.36%
合計	100.00%

・比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。
 ・ファンドはマザーファンドを組入れますので、実質比率を記載しています。

種類別投資比率(中央三井日本債券マザーファンド)

種類	比率
国債証券	75.04%
地方債証券	6.50%
特殊債券	9.64%
社債券	6.93%
合計	98.11%

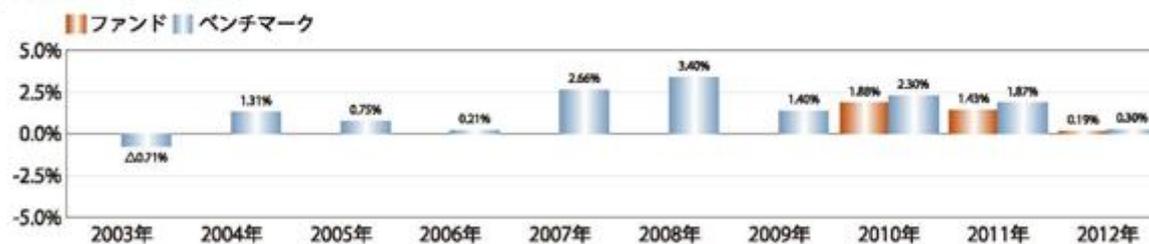
・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄(中央三井日本債券マザーファンド)

銘柄名	種類	償還日	利率	比率
利付国庫債券(5年)第87回	国債証券	2014/12/20	0.500%	1.51%
利付国庫債券(10年)第289回	国債証券	2017/12/20	1.500%	1.10%
利付国庫債券(10年)第285回	国債証券	2017/03/20	1.700%	0.99%
利付国庫債券(2年)第313回	国債証券	2014/02/15	0.100%	0.95%
利付国庫債券(10年)第312回	国債証券	2020/12/20	1.200%	0.93%
利付国庫債券(10年)第288回	国債証券	2017/09/20	1.700%	0.88%
利付国庫債券(10年)第284回	国債証券	2016/12/20	1.700%	0.86%
利付国庫債券(5年)第100回	国債証券	2016/09/20	0.300%	0.82%
利付国庫債券(10年)第313回	国債証券	2021/03/20	1.300%	0.79%
利付国庫債券(2年)第309回	国債証券	2013/10/15	0.100%	0.79%
			合計	9.60%

・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
 ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

《年間収益率の推移》



・年間収益率は「期間中の基準価額増減+分配金(税引前)」/前年末の基準価額で算出しています。
 ・2010年はファンドの設定日から年末までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。ベンチマークの騰落率も同様です。
 ・2012年(直近年)は年初から基準日までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。ベンチマークの騰落率も同様です。
 ・ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しているものであり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込みの受け付け

申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（4）をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

（2）募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」（ ）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（3）販売価額

取得申込受付日の基準価額に、前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「3 資産管理等の概要（4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（4）その他

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

(注) 一部解約の実行の請求の受付けは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。

販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電話：0120-668001（フリーダイヤル）

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.smtam.jp/>

(5) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記(1)による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。

(6) 上記(5)により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(8) 解約に係る手数料については、徴収しません。

- (9) 当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記(4)に記載の照会先までお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額

信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします(販売会社の詳細につきましては、前記「2 換金(解約)手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。)。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(<http://www.smtam.jp/>)でご覧いただけます。

当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A. 親投資信託受益証券(日本債券マザーファンド)

計算日の基準価額で評価します。

B. 公社債等

計算日における次のイ. からハ. までに掲げるいずれかの価額で評価します。

イ. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)

ロ. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除きます。)

ハ. 価格情報会社の提供する価額

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成22年4月6日)から無期限とします。ただし、委託会社は、下記(5)の事項に該当することとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月23日から翌年1月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年4月6日から平成23年1月24日までとします。

上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A. 委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ. 受益権の口数が30億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回るようになった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが

できます。

□．受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

八．所定の手続き

a．委託会社は、上記イ．及びロ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、上記イ．及びロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c．上記b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．上記b．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．からd．までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

B．監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記の規定に従います。

C．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

A．委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

B．委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信

託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- A．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又は当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- B．委託会社は、上記A．の事項（上記A．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- C．上記B．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下C．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- D．上記B．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- E．書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- F．上記B．からE．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- G．上記A．からF．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取べき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、上記 A．八．b．又は B．に規定する書面に付記します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託財産の管理

A．信託業務の委託等

イ．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、下記八．及び において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

ロ．受託会社は、上記イ．に定める委託先の選定に当たっては、当該委託先が上記イ．１．から４．までに掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

ハ．上記イ．及びロ．にかかわらず、受託会社は、次の１．から４．までに掲げる業務を、受託会社及び委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- １．信託財産の保存に係る業務
- ２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
- ３．委託会社のみ指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ４．受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

B．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下B．において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

C．信託財産の登記等及び記載等の留保等

イ．信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。

ロ．上記イ．ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

ハ．信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

ニ．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

運用報告書

委託会社は、毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A．委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

B．上記A．の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。
信託事務処理の再委託

A．受託会社は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託会社の利害関係人を含みます。）と信託契約を締結し、これを再委託することができます。

B．上記A．における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

C．受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、受託会社の利害関係人である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金については上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（償還日）後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金については上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払われます。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(4) 投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他 反対者の買取請求権」をご参照ください。

(5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(7) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社又は受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名又は名称及び住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年4月6日から平成23年1月24日まで）及び第2期計算期間（平成23年1月25日から平成24年1月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (3) 当ファンドは、平成24年4月1日付にてファンドの名称を「CMAM日本債券インデックス e」から「日本債券インデックス e」に変更しました。また、当ファンドの主要投資対象である「中央三井日本債券マザーファンド」については、平成24年4月1日付にて「日本債券マザーファンド」に名称を変更しました。以下では、変更前の名称で表示しています。

1【財務諸表】

CMAM日本債券インデックスe

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成23年1月24日現在)	第2期 (平成24年1月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	242,502	3,992,958
親投資信託受益証券	170,368,247	526,528,098
未収入金	557,271	709,277
未収利息	-	8
流動資産合計	171,168,020	531,230,341
資産合計	171,168,020	531,230,341
負債の部		
流動負債		
未払解約金	586,270	1,021,843
未払受託者報酬	20,055	74,279
未払委託者報酬	165,395	612,749
その他未払費用	2,473	9,227
流動負債合計	774,193	1,718,098
負債合計	774,193	1,718,098
純資産の部		
元本等		
元本	168,390,420	512,717,615
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,003,407	16,794,628
純資産合計	170,393,827	529,512,243
負債純資産合計	171,168,020	531,230,341

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期	第 2 期
	自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
営業収益		
受取利息	1,428	1,652
有価証券売買等損益	610,867	6,399,121
営業収益合計	609,439	6,400,773
営業費用		
受託者報酬	36,496	118,403
委託者報酬	300,935	976,703
その他費用	4,466	14,687
営業費用合計	341,897	1,109,793
営業利益又は営業損失（ ）	951,336	5,290,980
経常利益又は経常損失（ ）	951,336	5,290,980
当期純利益又は当期純損失（ ）	951,336	5,290,980
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	352,805	1,966,583
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	2,003,407
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,626,232	16,270,499
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,626,232	16,270,499
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,318,684	4,803,675
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,318,684	4,803,675
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,003,407	16,794,628

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額 で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 1 月23日から翌年 1 月22日までとなっておりますが、 第 1 期計算期間は信託約款の定 めにより、平成22年 4 月 6 日 から平成23年 1 月24日までとな っております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 1 月23日から翌年 1 月22日までとなっておりますが、 前計算期間末日及び当計算期間 末日が休業日のため、第 2 期計 算期間は平成23年 1 月25日 から平成24年 1 月23日までとな っております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 (平成23年 1 月24日現在)	第 2 期 (平成24年 1 月23日現在)
1. 当該計算期間の末日における 受益権総数	168,390,420 口	512,717,615 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0119 円 (10,119 円)	1.0328 円 (10,328 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
費用控除後の配当等収益額	A	776,977 円 (1,117,763 円)	2,801,422 円 (3,734,993 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	円	円
収益調整金額	C	1,226,430 円	13,727,256 円
分配準備積立金額	D	円	265,950 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,003,407 円	16,794,628 円
当ファンドの期末残存口数	F	168,390,420 口	512,717,615 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	118.97 円	327.56 円
10,000口当たり分配金額	H	円	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	円

(注) () 内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額

で、内書であります。

	第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
2．剰余金増加額・減少額又は 欠損金減少額・増加額	「当期追加信託に伴う剰余金 増加額又は欠損金減少額」及び 「当期一部解約に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額」は、それ ぞれ剰余金減少額と増加額との 純額を表示しております。	同左

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投 資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、 信託約款に規定する「運用の基 本方針」に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用 することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商 品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商 品の種類は、有価証券、コール・ ローン等の金銭債権及び金銭債 務であります。これらは、価格変 動リスク等に晒されております。	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>委託会社においては、運用セクションから組織的に独立した業務管理室が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。</p> <p>また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 1 期 (平成23年 1月24日現在)	第 2 期 (平成24年 1月23日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	同左
-----------------------	------------------------	----

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 1 期 自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日	第 2 期 自 平成23年 1 月25日 至 平成24年 1 月23日
期首元本額	1,000,000 円	168,390,420 円
期中追加設定元本額	365,054,247 円	628,264,885 円
期中一部解約元本額	197,663,827 円	283,937,690 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 1 期 (平成23年 1 月24日現在)	第 2 期 (平成24年 1 月23日現在)
	最終の計算期間(自 平成22年 4 月 6 日 至 平成23年 1 月24日)の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間(自 平成23年 1 月 25日 至 平成24年 1 月23日)の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	464,027	6,001,019
合計	464,027	6,001,019

3. デリバティブ取引関係

第 1 期 (平成23年 1 月24日現在)	第 2 期 (平成24年 1 月23日現在)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
----	----	---------	--------	----

親投資信託 受益証券	中央三井日本債券マザーファンド	439,469,242	526,528,098	
合計		439,469,242	526,528,098	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 参考 >

「CMAM日本債券インデックスe」は、「中央三井日本債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成24年1月23日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「中央三井日本債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	平成24年1月23日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,317,401,245
国債証券	269,731,649,300
地方債証券	23,080,088,702
特殊債券	36,159,208,465
社債券	24,780,385,000
派生商品評価勘定	8,530
未収利息	1,123,025,065
前払費用	45,617,662
流動資産合計	360,237,383,969
資産合計	360,237,383,969
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,845,280
前受金	1,550,000
未払解約金	370,210,560
流動負債合計	373,605,840
負債合計	373,605,840
純資産の部	
元本等	
元本	300,354,009,418
剰余金	
剰余金	59,509,768,711
純資産合計	359,863,778,129
負債・純資産合計	360,237,383,969

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成24年1月23日現在
--	--------------

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までには個別法）に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日の清算値段によっております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3．収益及び費用の計上基準	<p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成24年 1月23日現在	
1．担保に供している資産	<p>先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、次の有価証券を差し入れております。</p> <p style="text-align: right;">国債証券 51,760,500 円</p> <p>なお、上記の金額には、約定未受渡債券を含んでおりません。</p>
2．計算日における受益権総数	300,354,009,418 口
3．1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	<p>1.1981 円</p> <p>(11,981 円)</p>

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

平成24年 1月23日現在	
1．金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>

2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されており

ます。
また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。

3．金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用セクションから組織的に独立した業務管理室が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。

また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年1月23日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は

ありません。

2．時価の算定方法

(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

「(その他の注記)」の「3．デリバティブ取引関係」に記載しております。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4．金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

平成24年1月23日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

平成24年1月23日現在

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の変動

平成24年1月23日現在

計算期間の期首元本額	301,364,840,277 円
計算期間中の追加設定元本額	64,446,692,702 円
計算期間中の一部解約元本額	65,457,523,561 円
計算日の元本額	300,354,009,418 円
計算日の元本額の内訳	
中央三井日本債券インデックスファンド	7,883,340,385 円
中央三井D C日本債券インデックスファンド	2,027,228,565 円
中央三井D C日本債券インデックスファンドL	21,232,111,260 円
中央三井D Cバランスファンド30	772,761,957 円
中央三井D Cバランスファンド50	766,485,302 円
中央三井D Cバランスファンド70	189,237,800 円
ベスタ・世界6資産ファンド(毎月決算型)	168,529,348 円
ベスタ・世界6資産ファンド(1年決算型)	103,495,389 円
中央三井日本債券インデックスファンド(SMA専用)	4,754,366,437 円
新生・4分散ファンド	131,143,118 円
4資産インデックスバランスオープン(分配型)	43,865,646 円
4資産インデックスバランスオープン(成長型)	129,982,460 円
日本債券・株式バランスファンド(資産配分調整型)	406,062,540 円
C M A M日本債券インデックスe	439,469,242 円
中央三井インデックスコレクション(国内債券)	1,745,911,592 円
中央三井インデックスコレクション(バランス株式30)	800,314,055 円
中央三井インデックスコレクション(バランス株式50)	742,796,215 円
中央三井インデックスコレクション(バランス株式70)	278,375,822 円
中央三井バランスV A 30(適格機関投資家専用)	9,898,419,719 円
中央三井バランスV A 50(適格機関投資家専用)	31,220,731,146 円
中央三井V Aバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	27,665,833,684 円
中央三井V Aバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	1,447,155,048 円
中央三井V Aバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	7,030,893,155 円
中央三井バランスV A 25(適格機関投資家専用)	10,733,952,604 円
中央三井バランスV A 37.5(適格機関投資家専用)	2,369,926,084 円
中央三井バランスV A 50L(適格機関投資家専用)	24,373,356,208 円
中央三井バランスV A 75(適格機関投資家専用)	244,899,795 円
中央三井V Aバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	29,448,059,053 円
中央三井V Aポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	6,950,519,920 円
中央三井V Aポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	648,659,342 円
中央三井バランスV A 40(適格機関投資家専用)	3,230,038,181 円
中央三井V Aバランス株式40(適格機関投資家専用)	1,688,186,344 円
C M A M・バランスファンドV A(適格機関投資家専用)	4,841,606,083 円
中央三井V Aバランスファンド2(株40/100)(適格機関投資家専用)	1,012,070,666 円
C M A M・V Aバランス50-50(適格機関投資家専用)	1,794,721,950 円

中央三井バランスVA20（適格機関投資家専用）	4,730,154,250 円
中央三井VAファンド25（適格機関投資家専用）	4,223,450,673 円
CMAM・バランスファンドVA2（適格機関投資家専用）	6,445,687,612 円
中央三井バランスVA20L（適格機関投資家専用）	624,023,625 円
中央三井バランスVA25L（適格機関投資家専用）	3,942,965,313 円
CMAM・バランスファンドVA3（適格機関投資家専用）	47,234,427,498 円
中央三井世界バランスVA25（適格機関投資家専用）	1,246,038,647 円
中央三井国内バランスVA30（適格機関投資家専用）	339,582,634 円
中央三井国内バランスVA25（適格機関投資家専用）	138,811,241 円
CMAM・VAバランス20-80（適格機関投資家専用）	992,303,932 円
私募日本債券インデックスファンドAL（適格機関投資家専用）	7,961,529 円
CMAM私募日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）	23,191,829,497 円
中央三井世界バランスVA20（適格機関投資家専用）	22,266,852 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成24年1月23日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	3,589,569,700
地方債証券	247,400,343
特殊債券	297,954,105
社債券	400,168,000
合計	3,734,756,148

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、「中央三井日本債券マザーファンド」の期首から計算日までの期間（平成23年1月25日から平成24年1月23日まで）に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係

・ヘッジ会計が適用されていないもの

債券関連

区分	種類	平成24年1月23日現在			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	3,557,836,750		3,556,000,000	1,836,750
	合計	3,557,836,750		3,556,000,000	1,836,750

（注）1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日の清算値段で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

・ヘッジ会計が適用されているもの

平成24年1月23日現在
該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表（平成24年 1月23日現在）

有価証券明細表

A . 株式

該当事項はありません。

B . 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債 証券	利付国庫債券（2年）第301回	1,500,000,000	1,501,260,000	
	利付国庫債券（2年）第302回	1,500,000,000	1,501,350,000	
	利付国庫債券（2年）第303回	2,300,000,000	2,302,231,000	
	利付国庫債券（2年）第304回	500,000,000	500,515,000	
	利付国庫債券（2年）第305回	1,800,000,000	1,801,980,000	
	利付国庫債券（2年）第306回	600,000,000	600,702,000	
	利付国庫債券（2年）第307回	2,400,000,000	2,402,952,000	
	利付国庫債券（2年）第308回	600,000,000	599,802,000	
	利付国庫債券（2年）第309回	2,900,000,000	2,898,985,000	
	利付国庫債券（2年）第310回	1,200,000,000	1,201,716,000	
	利付国庫債券（2年）第311回	1,300,000,000	1,301,950,000	
	利付国庫債券（5年）第70回	1,700,000,000	1,713,209,000	
	利付国庫債券（5年）第71回	2,100,000,000	2,128,329,000	
	利付国庫債券（5年）第72回	1,200,000,000	1,223,088,000	
	利付国庫債券（5年）第73回	1,200,000,000	1,219,752,000	
	利付国庫債券（5年）第74回	1,300,000,000	1,315,951,000	
	利付国庫債券（5年）第75回	600,000,000	609,678,000	
	利付国庫債券（5年）第76回	1,800,000,000	1,831,986,000	
	利付国庫債券（5年）第77回	1,100,000,000	1,115,928,000	
	利付国庫債券（5年）第78回	700,000,000	710,269,000	
	利付国庫債券（5年）第79回	1,700,000,000	1,718,513,000	
	利付国庫債券（5年）第80回	1,300,000,000	1,316,614,000	
	利付国庫債券（5年）第81回	1,700,000,000	1,724,174,000	
	利付国庫債券（5年）第82回	2,100,000,000	2,134,356,000	
	利付国庫債券（5年）第83回	2,000,000,000	2,035,820,000	
	利付国庫債券（5年）第84回	1,800,000,000	1,823,634,000	
	利付国庫債券（5年）第85回	2,100,000,000	2,129,337,000	
	利付国庫債券（5年）第86回	2,500,000,000	2,528,350,000	
	利付国庫債券（5年）第87回	4,100,000,000	4,136,039,000	
	利付国庫債券（5年）第88回	2,800,000,000	2,824,920,000	
	利付国庫債券（5年）第89回	2,400,000,000	2,412,936,000	
	利付国庫債券（5年）第90回	1,900,000,000	1,903,838,000	
	利付国庫債券（5年）第91回	1,000,000,000	1,005,060,000	
	利付国庫債券（5年）第92回	2,000,000,000	2,002,880,000	
	利付国庫債券（5年）第93回	2,300,000,000	2,319,504,000	
	利付国庫債券（5年）第94回	2,000,000,000	2,024,680,000	
	利付国庫債券（5年）第95回	1,900,000,000	1,923,731,000	
	利付国庫債券（5年）第96回	2,400,000,000	2,419,632,000	
	利付国庫債券（5年）第97回	1,600,000,000	1,605,888,000	
	利付国庫債券（5年）第98回	2,000,000,000	1,998,680,000	
利付国庫債券（5年）第99回	2,400,000,000	2,407,128,000		
利付国庫債券（5年）第100回	2,000,000,000	1,996,780,000		
利付国庫債券（5年）第101回	1,800,000,000	1,804,320,000		
利付国庫債券（40年）第1回	400,000,000	433,564,000		
利付国庫債券（40年）第2回	600,000,000	617,676,000		
利付国庫債券（40年）第3回	600,000,000	615,312,000		

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
----	----	---------	--------	----

国債 証券	利付国庫債券(40年)第4回	600,000,000	612,228,000	
	利付国庫債券(10年)第247回	910,000,000	917,070,700	
	利付国庫債券(10年)第248回	170,000,000	171,127,100	
	利付国庫債券(10年)第249回	760,000,000	764,164,800	
	利付国庫債券(10年)第250回	600,000,000	603,180,000	
	利付国庫債券(10年)第251回	770,000,000	778,377,600	
	利付国庫債券(10年)第252回	730,000,000	738,957,100	
	利付国庫債券(10年)第253回	1,350,000,000	1,382,886,000	
	利付国庫債券(10年)第254回	520,000,000	530,951,200	
	利付国庫債券(10年)第255回	710,000,000	726,124,100	
	利付国庫債券(10年)第256回	1,040,000,000	1,065,116,000	
	利付国庫債券(10年)第257回	400,000,000	408,900,000	
	利付国庫債券(10年)第258回	480,000,000	491,956,800	
	利付国庫債券(10年)第259回	1,180,000,000	1,214,444,200	
	利付国庫債券(10年)第260回	860,000,000	889,781,800	
	利付国庫債券(10年)第261回	790,000,000	821,133,900	
	利付国庫債券(10年)第262回	730,000,000	760,514,000	
	利付国庫債券(10年)第263回	750,000,000	778,387,500	
	利付国庫債券(10年)第264回	1,330,000,000	1,376,829,300	(注)
	利付国庫債券(10年)第265回	730,000,000	757,455,300	
	利付国庫債券(10年)第266回	560,000,000	579,448,800	
	利付国庫債券(10年)第267回	410,000,000	423,054,400	
	利付国庫債券(10年)第268回	900,000,000	936,270,000	
	利付国庫債券(10年)第269回	1,740,000,000	1,799,247,000	
	利付国庫債券(10年)第270回	1,600,000,000	1,657,136,000	
	利付国庫債券(10年)第271回	1,400,000,000	1,445,528,000	
	利付国庫債券(10年)第272回	1,500,000,000	1,562,085,000	
	利付国庫債券(10年)第273回	1,000,000,000	1,045,010,000	
	利付国庫債券(10年)第274回	900,000,000	942,525,000	
	利付国庫債券(10年)第275回	1,200,000,000	1,252,068,000	
	利付国庫債券(10年)第276回	800,000,000	840,880,000	
	利付国庫債券(10年)第277回	1,600,000,000	1,685,504,000	
	利付国庫債券(10年)第278回	700,000,000	743,141,000	
	利付国庫債券(10年)第279回	700,000,000	749,028,000	
	利付国庫債券(10年)第280回	1,500,000,000	1,603,800,000	
	利付国庫債券(10年)第281回	1,000,000,000	1,073,540,000	
	利付国庫債券(10年)第282回	1,800,000,000	1,913,346,000	
	利付国庫債券(10年)第283回	1,400,000,000	1,494,570,000	
	利付国庫債券(10年)第284回	2,950,000,000	3,143,284,000	
	利付国庫債券(10年)第285回	3,400,000,000	3,630,146,000	
	利付国庫債券(10年)第286回	1,700,000,000	1,827,177,000	
	利付国庫債券(10年)第287回	1,700,000,000	1,836,170,000	
	利付国庫債券(10年)第288回	3,000,000,000	3,212,790,000	
利付国庫債券(10年)第289回	2,700,000,000	2,863,701,000		
利付国庫債券(10年)第290回	600,000,000	633,138,000		
利付国庫債券(10年)第291回	1,300,000,000	1,363,622,000		
利付国庫債券(10年)第292回	800,000,000	858,768,000		
利付国庫債券(10年)第293回	2,200,000,000	2,378,024,000		
利付国庫債券(10年)第294回	1,200,000,000	1,289,664,000		
利付国庫債券(10年)第295回	700,000,000	743,386,000		
利付国庫債券(10年)第296回	1,800,000,000	1,912,140,000		

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債 証券	利付国庫債券(10年)第297回	1,200,000,000	1,266,948,000	
	利付国庫債券(10年)第298回	1,300,000,000	1,363,440,000	
	利付国庫債券(10年)第299回	1,100,000,000	1,153,537,000	

利付国庫債券(10年)第300回	1,400,000,000	1,487,850,000	
利付国庫債券(10年)第301回	900,000,000	956,016,000	
利付国庫債券(10年)第302回	1,800,000,000	1,899,288,000	
利付国庫債券(10年)第303回	1,200,000,000	1,264,656,000	
利付国庫債券(10年)第304回	1,400,000,000	1,465,240,000	
利付国庫債券(10年)第305回	3,300,000,000	3,448,170,000	
利付国庫債券(10年)第306回	1,900,000,000	1,997,090,000	
利付国庫債券(10年)第307回	2,200,000,000	2,295,524,000	
利付国庫債券(10年)第308回	1,400,000,000	1,457,946,000	
利付国庫債券(10年)第309回	1,700,000,000	1,742,177,000	
利付国庫債券(10年)第310回	1,300,000,000	1,318,356,000	
利付国庫債券(10年)第311回	2,000,000,000	1,995,140,000	
利付国庫債券(10年)第312回	3,700,000,000	3,805,524,000	
利付国庫債券(10年)第313回	2,800,000,000	2,897,076,000	
利付国庫債券(10年)第314回	1,900,000,000	1,932,908,000	
利付国庫債券(10年)第315回	2,600,000,000	2,660,658,000	
利付国庫債券(10年)第316回	1,400,000,000	1,419,950,000	
利付国庫債券(10年)第317回	1,800,000,000	1,821,438,000	
利付国庫債券(10年)第318回	2,700,000,000	2,707,128,000	
利付国庫債券(10年)第319回	800,000,000	807,928,000	
利付国庫債券(30年)第1回	50,000,000	58,539,500	
利付国庫債券(30年)第2回	100,000,000	110,902,000	
利付国庫債券(30年)第3回	330,000,000	360,416,100	
利付国庫債券(30年)第4回	190,000,000	225,721,900	
利付国庫債券(30年)第5回	180,000,000	193,365,000	
利付国庫債券(30年)第6回	270,000,000	299,122,200	
利付国庫債券(30年)第7回	190,000,000	207,212,100	
利付国庫債券(30年)第8回	270,000,000	271,026,000	
利付国庫債券(30年)第9回	180,000,000	168,044,400	
利付国庫債券(30年)第10回	170,000,000	149,370,500	
利付国庫債券(30年)第11回	310,000,000	304,739,300	
利付国庫債券(30年)第12回	370,000,000	389,413,900	
利付国庫債券(30年)第13回	250,000,000	258,462,500	
利付国庫債券(30年)第14回	350,000,000	387,544,500	
利付国庫債券(30年)第15回	440,000,000	495,488,400	
利付国庫債券(30年)第16回	250,000,000	281,552,500	
利付国庫債券(30年)第17回	430,000,000	476,078,800	
利付国庫債券(30年)第18回	660,000,000	718,020,600	
利付国庫債券(30年)第19回	270,000,000	293,676,300	
利付国庫債券(30年)第20回	140,000,000	157,563,000	
利付国庫債券(30年)第21回	420,000,000	456,233,400	
利付国庫債券(30年)第22回	300,000,000	337,614,000	
利付国庫債券(30年)第23回	400,000,000	450,136,000	
利付国庫債券(30年)第24回	200,000,000	225,056,000	
利付国庫債券(30年)第25回	700,000,000	759,521,000	
利付国庫債券(30年)第26回	700,000,000	773,367,000	
利付国庫債券(30年)第27回	900,000,000	1,013,211,000	
利付国庫債券(30年)第28回	900,000,000	1,013,805,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	利付国庫債券(30年)第29回	900,000,000	995,454,000	
	利付国庫債券(30年)第30回	900,000,000	976,707,000	
	利付国庫債券(30年)第31回	1,400,000,000	1,488,270,000	
	利付国庫債券(30年)第32回	1,200,000,000	1,299,936,000	
	利付国庫債券(30年)第33回	1,500,000,000	1,524,990,000	
	利付国庫債券(30年)第34回	1,400,000,000	1,481,550,000	

利付国庫債券(30年)第35回	1,200,000,000	1,214,688,000	
利付国庫債券(20年)第21回	40,000,000	42,552,400	
利付国庫債券(20年)第22回	170,000,000	180,070,800	
利付国庫債券(20年)第23回	130,000,000	141,511,500	
利付国庫債券(20年)第24回	160,000,000	175,641,600	
利付国庫債券(20年)第25回	80,000,000	86,793,600	
利付国庫債券(20年)第26回	50,000,000	55,721,500	
利付国庫債券(20年)第27回	410,000,000	462,336,500	
利付国庫債券(20年)第28回	110,000,000	126,482,400	
利付国庫債券(20年)第29回	100,000,000	114,315,000	
利付国庫債券(20年)第30回	200,000,000	225,010,000	
利付国庫債券(20年)第31回	280,000,000	316,901,200	
利付国庫債券(20年)第32回	80,000,000	91,199,200	
利付国庫債券(20年)第33回	430,000,000	498,778,500	
利付国庫債券(20年)第34回	70,000,000	81,225,900	
利付国庫債券(20年)第35回	270,000,000	310,491,900	
利付国庫債券(20年)第37回	410,000,000	471,155,600	
利付国庫債券(20年)第39回	640,000,000	722,060,800	
利付国庫債券(20年)第40回	450,000,000	501,318,000	
利付国庫債券(20年)第41回	620,000,000	658,905,000	
利付国庫債券(20年)第42回	380,000,000	433,257,000	
利付国庫債券(20年)第43回	340,000,000	396,467,200	
利付国庫債券(20年)第44回	370,000,000	420,834,300	
利付国庫債券(20年)第45回	470,000,000	531,363,200	
利付国庫債券(20年)第46回	290,000,000	322,981,700	
利付国庫債券(20年)第47回	470,000,000	523,453,100	
利付国庫債券(20年)第48回	230,000,000	262,055,100	
利付国庫債券(20年)第49回	280,000,000	309,453,200	
利付国庫債券(20年)第50回	590,000,000	641,507,000	
利付国庫債券(20年)第51回	240,000,000	262,879,200	
利付国庫債券(20年)第52回	430,000,000	474,767,300	
利付国庫債券(20年)第53回	350,000,000	386,242,500	
利付国庫債券(20年)第54回	280,000,000	311,665,200	
利付国庫債券(20年)第55回	490,000,000	536,128,600	
利付国庫債券(20年)第56回	410,000,000	448,400,600	
利付国庫債券(20年)第57回	460,000,000	498,520,400	
利付国庫債券(20年)第58回	350,000,000	379,039,500	
利付国庫債券(20年)第59回	440,000,000	467,055,600	
利付国庫債券(20年)第60回	570,000,000	587,208,300	
利付国庫債券(20年)第61回	390,000,000	384,980,700	
利付国庫債券(20年)第62回	250,000,000	240,575,000	
利付国庫債券(20年)第63回	770,000,000	823,330,200	
利付国庫債券(20年)第64回	410,000,000	442,041,500	
利付国庫債券(20年)第65回	370,000,000	398,626,900	
利付国庫債券(20年)第66回	540,000,000	575,829,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	利付国庫債券(20年)第67回	560,000,000	602,190,400	
	利付国庫債券(20年)第68回	230,000,000	254,920,500	
	利付国庫債券(20年)第69回	260,000,000	285,407,200	
	利付国庫債券(20年)第70回	400,000,000	452,044,000	
	利付国庫債券(20年)第71回	700,000,000	775,537,000	
	利付国庫債券(20年)第72回	1,120,000,000	1,226,657,600	
	利付国庫債券(20年)第73回	440,000,000	476,124,000	
	利付国庫債券(20年)第74回	310,000,000	339,078,000	
	利付国庫債券(20年)第75回	360,000,000	393,213,600	

利付国庫債券(20年)第76回	630,000,000	672,808,500	
利付国庫債券(20年)第77回	310,000,000	334,924,000	
利付国庫債券(20年)第78回	200,000,000	213,084,000	
利付国庫債券(20年)第79回	300,000,000	323,589,000	
利付国庫債券(20年)第80回	350,000,000	381,727,500	
利付国庫債券(20年)第81回	920,000,000	990,628,400	
利付国庫債券(20年)第82回	510,000,000	555,364,500	
利付国庫債券(20年)第83回	530,000,000	576,178,900	
利付国庫債券(20年)第84回	600,000,000	644,886,000	
利付国庫債券(20年)第85回	750,000,000	814,387,500	
利付国庫債券(20年)第86回	270,000,000	299,929,500	
利付国庫債券(20年)第87回	500,000,000	548,845,000	
利付国庫債券(20年)第88回	400,000,000	443,664,000	
利付国庫債券(20年)第89回	1,000,000,000	1,097,170,000	
利付国庫債券(20年)第90回	900,000,000	986,319,000	
利付国庫債券(20年)第91回	600,000,000	664,830,000	
利付国庫債券(20年)第92回	1,100,000,000	1,188,319,000	
利付国庫債券(20年)第93回	700,000,000	745,493,000	
利付国庫債券(20年)第94回	800,000,000	862,960,000	
利付国庫債券(20年)第95回	500,000,000	552,105,000	
利付国庫債券(20年)第96回	400,000,000	430,828,000	
利付国庫債券(20年)第97回	700,000,000	762,580,000	
利付国庫債券(20年)第98回	600,000,000	645,216,000	
利付国庫債券(20年)第99回	1,400,000,000	1,502,998,000	
利付国庫債券(20年)第100回	900,000,000	977,436,000	
利付国庫債券(20年)第101回	500,000,000	557,400,000	
利付国庫債券(20年)第102回	400,000,000	445,616,000	
利付国庫債券(20年)第103回	400,000,000	440,084,000	
利付国庫債券(20年)第104回	700,000,000	749,840,000	
利付国庫債券(20年)第105回	1,100,000,000	1,176,164,000	
利付国庫債券(20年)第106回	300,000,000	325,158,000	
利付国庫債券(20年)第107回	500,000,000	533,965,000	
利付国庫債券(20年)第108回	1,300,000,000	1,350,076,000	
利付国庫債券(20年)第109回	700,000,000	725,809,000	
利付国庫債券(20年)第110回	700,000,000	746,585,000	
利付国庫債券(20年)第111回	600,000,000	648,108,000	
利付国庫債券(20年)第112回	1,100,000,000	1,171,654,000	
利付国庫債券(20年)第113回	1,100,000,000	1,170,059,000	
利付国庫債券(20年)第114回	1,500,000,000	1,593,270,000	
利付国庫債券(20年)第115回	900,000,000	969,732,000	
利付国庫債券(20年)第116回	600,000,000	646,080,000	
利付国庫債券(20年)第117回	1,500,000,000	1,592,025,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債 証券	利付国庫債券(20年)第118回	800,000,000	835,384,000	
	利付国庫債券(20年)第119回	400,000,000	405,320,000	
	利付国庫債券(20年)第120回	600,000,000	589,110,000	
	利付国庫債券(20年)第121回	600,000,000	616,554,000	
	利付国庫債券(20年)第122回	1,400,000,000	1,415,806,000	
	利付国庫債券(20年)第123回	1,100,000,000	1,164,592,000	
	利付国庫債券(20年)第124回	600,000,000	625,296,000	
	利付国庫債券(20年)第125回	900,000,000	966,393,000	
	利付国庫債券(20年)第126回	700,000,000	729,274,000	
	利付国庫債券(20年)第127回	800,000,000	820,736,000	
	利付国庫債券(20年)第128回	900,000,000	922,221,000	
	利付国庫債券(20年)第129回	700,000,000	706,090,000	

	利付国庫債券(20年)第130回	1,100,000,000	1,108,041,000	
	利付国庫債券(20年)第131回	500,000,000	495,255,000	
	利付国庫債券(20年)第132回	600,000,000	593,814,000	
	国債証券 小計	258,810,000,000	269,731,649,300	
地方債 証券	東京都公募公債第598回	103,000,000	103,473,800	
	東京都公募公債第602回	200,000,000	204,264,000	
	東京都公募公債第605回	100,000,000	102,414,000	
	東京都公募公債第608回	100,000,000	102,981,000	
	東京都公募公債第609回	200,000,000	205,704,000	
	東京都公募公債第613回	100,000,000	103,523,000	
	東京都公募公債第616回	100,000,000	103,329,000	
	東京都公募公債第617回	100,000,000	103,301,000	
	東京都公募公債第619回	100,000,000	103,939,000	
	東京都公募公債第624回	100,000,000	104,060,000	
	東京都公募公債第625回	100,000,000	103,953,000	
	東京都公募公債第626回	100,000,000	104,640,000	
	東京都公募公債第627回	100,000,000	104,351,000	
	東京都公募公債第628回	100,000,000	104,852,000	
	東京都公募公債第637回	180,000,000	191,781,000	
	東京都公募公債第642回	100,000,000	106,956,000	
	東京都公募公債第646回	100,000,000	108,185,000	
	東京都公募公債第647回	100,000,000	108,079,000	
	東京都公募公債第656回	100,000,000	105,841,000	
	東京都公募公債第657回	100,000,000	107,661,000	
	東京都公募公債第659回	100,000,000	106,589,000	
	東京都公募公債第668回	100,000,000	106,189,000	
	東京都公募公債第681回	100,000,000	104,670,000	
	東京都公募公債第682回	100,000,000	104,017,000	
	東京都公募公債第692回	100,000,000	103,620,000	
	東京都公募公債(20年)第3回	100,000,000	110,651,000	
	東京都公募公債(20年)第11回	200,000,000	216,700,000	
	東京都公募公債(20年)第18回	200,000,000	214,388,000	
	東京都公募公債(20年)第20回	100,000,000	104,942,000	
	東京都公募公債(20年)第21回	100,000,000	106,284,000	
	北海道平成17年度第1回公募公債	100,000,000	103,327,000	
	北海道平成19年度第14回公募公債(10年)	100,000,000	106,322,000	
	北海道平成20年度第14回公募公債	100,000,000	106,955,000	
北海道平成20年度第15回公募公債(5年)	100,000,000	101,979,000		
北海道平成21年度第6回公募公債	100,000,000	105,841,000		

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
地方債 証券	北海道平成22年度第1回公募公債	100,000,000	104,424,000	
	神奈川県第126回公募公債	100,000,000	102,908,000	
	神奈川県第127回公募公債	100,000,000	103,938,000	
	神奈川県第130回公募公債	100,000,000	103,378,000	
	神奈川県第134回公募公債	100,000,000	103,832,000	
	神奈川県第135回公募公債	100,000,000	104,718,000	
	神奈川県第143回公募公債	150,000,000	159,852,000	
	神奈川県第144回公募公債	100,000,000	106,857,000	
	神奈川県第162回公募公債	100,000,000	106,628,000	
	神奈川県第168回公募公債	100,000,000	104,435,000	
	神奈川県第173回公募公債	100,000,000	103,568,000	
	神奈川県第174回公募公債	100,000,000	102,507,000	
	神奈川県第175回公募公債	100,000,000	101,879,000	
	神奈川県第16回20年公募公債	100,000,000	104,178,000	
	第254回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	100,469,000	

第267回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	103,178,000	
第275回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	102,936,000	
第285回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	104,225,000	
第286回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	104,286,000	
第293回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	107,436,000	
第298回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	106,986,000	
第305回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	107,593,000	
第309回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	106,156,000	
第324回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	106,349,000	
第331回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	104,382,000	
第334回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	104,690,000	
第335回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	104,728,000	
第339回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	103,559,000	
第50回大阪府公募公債(5年)	100,000,000	101,529,000	
京都府平成17年度第3回公募公債	100,000,000	104,477,000	
京都府平成20年度第6回公募公債	100,000,000	105,681,000	
京都府平成21年度第4回公募公債	100,000,000	100,939,000	
京都府平成21年度第5回公募公債	100,000,000	104,327,000	
京都府平成22年度第4回公募公債	100,000,000	100,557,000	
兵庫県平成16年度第10回公募公債	100,000,000	103,352,000	
兵庫県平成17年度第3回公募公債	100,000,000	103,121,000	
兵庫県平成18年度第3回公募公債	110,000,000	117,372,200	
兵庫県平成18年度第8回公募公債	100,000,000	107,458,000	
兵庫県平成18年度第10回公募公債	100,000,000	107,351,000	
兵庫県平成21年度第1回公募公債	100,000,000	106,270,000	
兵庫県平成21年度第35回公募公債	100,000,000	104,723,000	
静岡県平成15年度第3回公募公債	100,000,000	102,124,000	
静岡県平成17年度第7回公募公債	100,000,000	105,512,000	
静岡県平成19年度第4回公募公債	100,000,000	107,993,000	
静岡県平成19年度第7回公募公債	100,000,000	107,438,000	
静岡県平成21年度第5回公募公債	100,000,000	104,461,000	
静岡県平成22年度第3回公募公債	100,000,000	104,278,000	
静岡県平成23年度1回公募公債	100,000,000	103,604,000	
愛知県平成17年度第1回公募公債(10年)	100,000,000	103,575,000	
愛知県平成18年度第4回公募公債(10年)	129,000,000	137,418,540	
愛知県平成20年度第6回公募公債(10年)	100,000,000	107,192,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
地方債 証券	愛知県平成20年度第10回公募公債(10年)	100,000,000	105,685,000	
	愛知県平成21年度第1回公募公債(10年)	100,000,000	106,585,000	
	愛知県平成22年度第1回公募公債(10年)	100,000,000	104,620,000	
	愛知県平成22年度第5回公募公債(10年)	100,000,000	103,208,000	
	愛知県平成22年度第14回公募公債(20年)	100,000,000	104,192,000	
	愛知県平成23年度第4回公募公債(10年)	100,000,000	101,607,000	
	広島県平成16年度第1回公募公債	100,000,000	103,109,000	
	広島県平成20年度第6回公募公債	100,000,000	105,608,000	
	埼玉県平成15年度第5回公募公債	100,000,000	102,420,000	
	埼玉県平成19年度第2回公募公債	100,000,000	107,840,000	
	埼玉県平成19年度第5回公募公債	100,000,000	107,442,000	
	埼玉県平成19年度第7回公募公債	100,000,000	106,613,000	
	埼玉県平成20年度第5回公募公債	100,000,000	107,321,000	
	埼玉県平成21年度第1回公募公債	200,000,000	212,030,000	
	埼玉県平成21年度第2回公募公債	100,000,000	106,296,000	
	埼玉県平成22年度第4回公募公債	100,000,000	102,414,000	
	福岡県平成14年度第3回公募公債	100,000,000	100,679,000	
	福岡県平成20年度第5回公募公債	100,000,000	106,923,000	

福岡県平成21年度第5回公募公債	100,000,000	104,585,000	
福岡県平成22年度第2回15年公募公債	100,000,000	103,363,000	
福岡県平成19年度第1回30年公募公債	100,000,000	111,181,000	
福岡県平成20年度第1回30年公募公債	200,000,000	208,618,000	
千葉県平成15年度第1回公募公債	100,000,000	100,439,000	
千葉県平成17年度第7回公募公債	100,000,000	104,467,000	
千葉県平成18年度第6回公募公債	175,000,000	185,916,500	
千葉県平成18年度第7回公募公債	100,000,000	106,875,000	
千葉県平成21年度第1回公募公債	100,000,000	106,019,000	
千葉県平成21年度第3回公募公債	100,000,000	106,781,000	
千葉県平成22年度第4回公募公債	100,000,000	102,412,000	
千葉県第8回20年公募公債	100,000,000	105,868,000	
新潟県平成17年度第1回公募公債	100,000,000	103,368,000	
新潟県平成20年度第2回公募公債	100,000,000	105,862,000	
岐阜県平成18年度第1回公募公債	100,000,000	106,503,000	
第1回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,643,000	
第5回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,127,000	
第6回共同発行市場公募地方債	155,700,000	159,357,393	
第9回共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,992,000	
第11回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,289,000	
第15回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,333,000	
第16回共同発行市場公募地方債	127,000,000	131,991,100	
第17回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,036,000	
第18回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,622,000	
第19回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,697,000	
第20回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,512,000	
第22回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,362,000	
第23回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,141,000	
第24回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,829,000	
第26回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,306,000	
第27回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,367,000	
第29回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,829,000	
第30回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,518,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
地方債 証券	第31回共同発行市場公募地方債	150,000,000	156,496,500	
	第34回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,147,000	
	第35回共同発行市場公募地方債	160,000,000	168,030,400	
	第38回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,952,000	
	第41回共同発行市場公募地方債	100,000,000	107,278,000	
	第43回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,556,000	
	第48回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,444,000	
	第53回共同発行市場公募地方債	200,000,000	214,440,000	
	第54回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,707,000	
	第56回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,915,000	
	第57回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,547,000	
	第63回共同発行市場公募地方債	100,000,000	108,181,000	
	第65回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,562,000	
	第67回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,772,000	
	第74回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,289,000	
	第75回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,781,000	
	第77回共同発行市場公募地方債	200,000,000	211,942,000	
	第78回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,794,000	
	第79回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,360,000	
	第80回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,848,000	
第82回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,820,000		

第83回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,942,000	
第84回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,405,000	
第85回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,830,000	
第87回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,455,000	
第88回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,412,000	
第93回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,675,000	
第94回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,487,000	
第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,758,000	
第96回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,777,000	
第97回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,520,000	
第98回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,662,000	
第99回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,502,000	
静岡市平成18年度第1回公募公債	100,000,000	107,103,000	
大阪市平成14年度第11回公募公債	100,000,000	100,636,000	
大阪市平成16年度第5回公募公債	100,000,000	103,512,000	
大阪市平成17年度第1回公募公債	100,000,000	103,100,000	
大阪市平成18年度第3回公募公債	200,000,000	214,528,000	
大阪市平成21年度第7回公募公債	100,000,000	104,609,000	
名古屋市第12回し号公募公債	100,000,000	103,823,000	
名古屋市第12回せ号公募公債	100,000,000	103,890,000	
名古屋市第12回ゆ号公募公債	100,000,000	102,575,000	
名古屋市第12回す号公募公債	100,000,000	105,470,000	
名古屋市第455回10年公募公債	186,700,000	199,035,269	
名古屋市第463回10年公募公債	100,000,000	108,783,000	
名古屋市第464回10年公募公債	100,000,000	106,501,000	
名古屋市第1回20年公募公債	100,000,000	107,670,000	
京都市平成19年度第2回公募公債	100,000,000	106,917,000	
京都市平成21年度第5回公募公債	100,000,000	104,818,000	
京都市平成22年度第3回公募公債	100,000,000	100,072,000	
京都市第2回20年公募公債	100,000,000	107,764,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考	
地方債 証券	横浜市平成20年度第1回公募公債	100,000,000	108,020,000		
	横浜市平成20年度第6回公募公債	100,000,000	105,876,000		
	横浜市平成21年度第6回公募公債	100,000,000	104,435,000		
	横浜市平成22年度第1回公募公債	100,000,000	104,130,000		
	横浜市平成22年度第3回公募公債	100,000,000	102,230,000		
	横浜市平成23年度第1回公募公債	100,000,000	101,782,000		
	横浜市平成15年度第2回公募公債	100,000,000	100,558,000		
	横浜市平成17年度第3回公募公債	100,000,000	104,615,000		
	横浜市第5回20年公募公債	100,000,000	108,811,000		
	横浜市第24回5年公募公債	100,000,000	101,381,000		
	札幌市平成18年度第4回公募公債	100,000,000	106,402,000		
	札幌市平成23年度第4回公募公債(10年)	100,000,000	100,080,000		
	第79回川崎市公募公債	100,000,000	107,543,000		
	福岡市平成19年度第3回公募公債	100,000,000	107,627,000		
	福岡市平成19年度第5回公募公債	100,000,000	105,583,000		
	福岡市平成20年度第5回公募公債	100,000,000	106,155,000		
	広島市平成17年度第1回公募公債	100,000,000	104,377,000		
	地方債証券 小計		22,026,400,000	23,080,088,702	
	特殊 債券	政府保証第6回日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,745,000	
政府保証第7回日本政策投資銀行債券		102,000,000	104,384,760		
政府保証第8回日本政策投資銀行債券		100,000,000	104,098,000		
政府保証第10回日本政策投資銀行債券		100,000,000	103,906,000		
政府保証第15回日本政策投資銀行債券		210,000,000	228,637,500		
政府保証第16回日本政策投資銀行債券		200,000,000	213,992,000		

政府保証第2 1回日本政策投資銀行債券	100,000,000	106,421,000	
第7回日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,601,000	
第13回日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,815,000	
第16回日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,186,000	
第19回日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,259,000	
第24回日本政策投資銀行債券	100,000,000	104,499,000	
第29回日本政策投資銀行債券	100,000,000	106,616,000	
第41回日本政策投資銀行債券	100,000,000	106,446,000	
第43回日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,969,000	
第47回日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,772,000	
第16回道路債券	200,000,000	201,666,000	
政府保証第3 19回道路債券	100,000,000	101,165,000	
政府保証第3 23回道路債券	100,000,000	102,527,000	
政府保証第3 25回道路債券	101,000,000	103,363,400	
政府保証第3 27回道路債券	100,000,000	102,960,000	
政府保証第3 28回道路債券	100,000,000	103,067,000	
政府保証第3 29回道路債券	150,000,000	155,085,000	
政府保証第3 30回道路債券	100,000,000	103,999,000	
政府保証第3 33回道路債券	100,000,000	103,782,000	
政府保証第3 34回道路債券	100,000,000	103,580,000	
政府保証第3 35回道路債券	100,000,000	103,361,000	
政府保証第3 36回道路債券	131,000,000	135,526,050	
政府保証第3 38回道路債券	100,000,000	103,917,000	
政府保証第3 43回道路債券	100,000,000	103,450,000	
政府保証第3 46回道路債券	115,000,000	119,512,600	
第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,662,000	
第3回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,702,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊 債券	第6回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,740,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	164,991,000	
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,014,000	
	第25回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,940,000	
	第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,603,000	
	第31回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,561,000	
	第32回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,931,000	
	第35回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,169,000	
	第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,401,000	
	第38回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,603,000	
	第39回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,508,000	
	第44回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,058,000	
	第45回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,460,000	
	第48回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,732,000	
	第49回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,427,000	
	第53回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,184,000	
	第56回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,373,000	
	第59回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,572,000	
	第61回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,453,000	
	政府保証第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,568,000	
	政府保証第10回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,579,000	
	政府保証第14回日本高速道路保有・債務返済機構債券	157,000,000	167,567,670	
	政府保証第16回日本高速道路保有・債務返済機構債券	101,000,000	108,374,010	
	政府保証第21回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,766,000	
	政府保証第25回日本高速道路保有・債務返済機構債券	125,000,000	133,682,500	
	政府保証第33回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,633,000	
	政府保証第34回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,682,000	

政府保証第40回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	215,864,000	
政府保証第43回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,356,000	
政府保証第44回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	213,882,000	
政府保証第49回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,843,000	
政府保証第54回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,286,000	
政府保証第56回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,286,000	
政府保証第58回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	214,374,000	
政府保証第62回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,237,000	
政府保証第66回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,950,000	
政府保証第67回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	213,218,000	
政府保証第69回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,610,000	
政府保証第71回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	210,554,000	
政府保証第75回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,618,000	
政府保証第77回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,616,000	
政府保証第78回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	210,548,000	
政府保証第80回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,963,000	
政府保証第86回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,972,000	
政府保証第89回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,299,000	
政府保証第91回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,492,000	
政府保証第93回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,973,000	
政府保証第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,365,000	
政府保証第98回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,081,000	
政府保証第100回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,802,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊 債券	政府保証第103回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,983,000	
	政府保証第104回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,691,000	
	政府保証第107回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	207,656,000	
	政府保証第110回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,743,000	
	政府保証第111回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,484,000	
	政府保証第133回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,109,000	
	第21回道路債券	100,000,000	110,506,000	
	第26回道路債券	100,000,000	102,684,000	
	第27回道路債券	100,000,000	110,994,000	
	第30回道路債券	100,000,000	103,178,000	
	第33回道路債券	100,000,000	112,762,000	
	第37回道路債券	100,000,000	103,562,000	
	第38回道路債券	100,000,000	108,948,000	
	第41回道路債券	100,000,000	103,633,000	
	第42回道路債券	100,000,000	108,205,000	
	政府保証第825回公営企業債券	100,000,000	100,758,000	
	政府保証第826回公営企業債券	200,000,000	201,342,000	
	政府保証第829回公営企業債券	100,000,000	101,398,000	
	政府保証第830回公営企業債券	100,000,000	101,156,000	
	政府保証第832回公営企業債券	100,000,000	102,155,000	
	政府保証第833回公営企業債券	100,000,000	102,432,000	
	政府保証第838回公営企業債券	100,000,000	102,949,000	
	政府保証第839回公営企業債券	100,000,000	103,047,000	
	政府保証第841回公営企業債券	100,000,000	103,982,000	
	政府保証第843回公営企業債券	100,000,000	103,425,000	
	政府保証第847回公営企業債券	100,000,000	103,452,000	
	政府保証第848回公営企業債券	100,000,000	103,217,000	
	政府保証第850回公営企業債券	100,000,000	103,641,000	
	政府保証第851回公営企業債券	100,000,000	103,391,000	
	政府保証第852回公営企業債券	100,000,000	103,448,000	

政府保証第855回公営企業債券	100,000,000	103,594,000	
政府保証第857回公営企業債券	100,000,000	104,899,000	
政府保証第859回公営企業債券	100,000,000	104,645,000	
政府保証第860回公営企業債券	100,000,000	105,105,000	
政府保証第862回公営企業債券	100,000,000	106,100,000	
政府保証第864回公営企業債券	100,000,000	106,708,000	
政府保証第871回公営企業債券	100,000,000	106,923,000	
政府保証第874回公営企業債券	100,000,000	106,613,000	
政府保証第876回公営企業債券	200,000,000	215,590,000	
政府保証第877回公営企業債券	200,000,000	215,674,000	
政府保証第879回公営企業債券	200,000,000	213,730,000	
政府保証第884回公営企業債券	100,000,000	105,279,000	
政府保証第885回公営企業債券	100,000,000	107,163,000	
政府保証第886回公営企業債券	100,000,000	107,833,000	
政府保証15年第2回公営企業債券	100,000,000	110,084,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊 債券	政府保証第2回地方公営企業等金融機構債券	200,000,000	213,230,000	
	第1回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	107,299,000	
	政府保証第3回地方公営企業等金融機構債券	200,000,000	210,580,000	
	政府保証第4回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	104,592,000	
	第2回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	106,140,000	
	第3回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	106,594,000	
	20年第2回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	107,368,000	
	政府保証第8回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	105,985,000	
	第4回地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	106,198,000	
	第1回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	106,581,000	
	政府保証第3回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,859,000	
	政府保証第5回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,515,000	
	政府保証第6回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,994,000	
	20年第4回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,401,000	
	政府保証第8回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,106,000	
	政府保証第10回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,016,000	
	政府保証第11回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,713,000	
	20年第7回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,593,000	
	第12回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,965,000	
	政府保証第13回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,804,000	
	政府保証第14回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,095,000	
	20年第12回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,609,000	
	20年第5回公営企業債券	100,000,000	108,636,000	
	20年第9回公営企業債券	100,000,000	110,658,000	
	20年第11回公営企業債券	100,000,000	107,769,000	
	20年第15回公営企業債券	100,000,000	107,867,000	
	20年第17回公営企業債券	200,000,000	220,918,000	
	20年第24回公営企業債券	100,000,000	107,975,000	
	第5回公営企業債券	200,000,000	201,282,000	
	第6回公営企業債券	100,000,000	100,490,000	
	第12回公営企業債券	200,000,000	206,674,000	
	第13回公営企業債券	100,000,000	103,900,000	
	第17回公営企業債券	200,000,000	208,762,000	
	第19回公営企業債券	200,000,000	213,316,000	
	第23回公営企業債券	100,000,000	107,061,000	
	第24回公営企業債券	100,000,000	107,205,000	
	政府保証第187回首都高速道路債券	200,000,000	205,028,000	
	政府保証第189回首都高速道路債券	100,000,000	102,311,000	
	政府保証第190回首都高速道路債券	100,000,000	102,597,000	

政府保証第197回首都高速道路債券	100,000,000	103,888,000	
首都高速道路株式会社第5回社債	100,000,000	100,891,000	
第9回首都高速道路債券	100,000,000	103,350,000	
政府保証第144回阪神高速道路債券	100,000,000	103,868,000	
政府保証第148回阪神高速道路債券	100,000,000	103,607,000	
第6回阪神高速道路債券	100,000,000	103,508,000	
政府保証第176回中小企業債券	100,000,000	102,352,000	
政府保証第178回中小企業債券	100,000,000	102,507,000	
政府保証第184回中小企業債券	100,000,000	103,361,000	
政府保証第187回中小企業債券	100,000,000	104,536,000	
政府保証第191回中小企業債券	200,000,000	213,648,000	
株式会社日本政策金融公庫第7回社債(一般担保付)	100,000,000	100,828,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊 債券	政府保証第1回日本政策金融公庫債券	100,000,000	102,421,000	
	政府保証第4回日本政策金融公庫債券	100,000,000	101,778,000	
	第23回中小企業債券	100,000,000	101,279,000	
	第8回国際協力銀行債券	100,000,000	100,464,000	
	第12回国際協力銀行債券	100,000,000	102,858,000	
	第15回国際協力銀行債券	100,000,000	103,488,000	
	第16回国際協力銀行債券	100,000,000	109,362,000	
	第19回国際協力銀行債券	100,000,000	106,169,000	
	第21回国際協力銀行債券	100,000,000	104,285,000	
	第25回国際協力銀行債券	100,000,000	106,605,000	
	第27回国際協力銀行債券	100,000,000	106,451,000	
	第29回国際協力銀行債券	100,000,000	106,779,000	
	政府保証第16回都市再生債券	100,000,000	100,458,000	
	第16回都市再生債券	100,000,000	106,319,000	
	第24回都市再生債券	100,000,000	107,640,000	
	第34回都市再生債券	100,000,000	103,881,000	
	第35回都市再生債券	100,000,000	100,809,000	
	第43回都市再生債券	100,000,000	102,224,000	
	政府保証第27回本州四国連絡橋債券	100,000,000	103,902,000	
	第2回本州四国連絡橋債券	100,000,000	102,988,000	
	第322回東京交通債券	100,000,000	111,073,000	
	第323回東京交通債券	100,000,000	114,244,000	
	第324回東京交通債券	100,000,000	114,346,000	
	第344回東京交通債券	100,000,000	104,035,000	
	政府保証第174回預金保険機構債券	100,000,000	100,459,000	
	政府保証第177回預金保険機構債券	100,000,000	100,249,000	
	貸付債権担保第18回住宅金融公庫債券	45,029,000	46,768,920	
	貸付債権担保S種第1回住宅金融支援機構債券	96,484,000	101,547,480	
	貸付債権担保第1回住宅金融支援機構債券	323,285,000	339,271,443	
	貸付債権担保S種第2回住宅金融支援機構債券	50,010,000	52,912,580	
	貸付債権担保第8回住宅金融支援機構債券	134,532,000	140,589,975	
	貸付債権担保S種第12回住宅金融支援機構債券	68,902,000	72,443,562	
	貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	77,520,000	82,760,352	
	貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	76,442,000	81,377,859	
	貸付債権担保第26回住宅金融支援機構債券	153,844,000	162,342,342	
	貸付債権担保S種第17回住宅金融支援機構債券	216,843,000	226,017,627	
	貸付債権担保S種第18回住宅金融支援機構債券	72,507,000	75,104,925	
	貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	87,210,000	90,563,224	
	貸付債権担保第35回住宅金融支援機構債券	90,268,000	93,688,254	
	貸付債権担保第36回住宅金融支援機構債券	90,814,000	93,802,688	
	貸付債権担保第39回住宅金融支援機構債券	185,962,000	187,929,477	
	貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	94,635,000	95,089,248	

貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	95,095,000	96,857,110	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	95,695,000	98,775,422	
貸付債権担保第49回住宅金融支援機構債券	97,413,000	100,147,382	
貸付債権担保第50回住宅金融支援機構債券	97,933,000	99,944,543	
貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	98,223,000	100,066,645	
貸付債権担保第53回住宅金融支援機構債券	99,130,000	99,651,423	
貸付債権担保S種第1回住宅金融公庫債券	35,535,000	36,437,589	
貸付債権担保S種第3回住宅金融公庫債券	110,085,000	114,546,745	
貸付債権担保S種第5回住宅金融公庫債券	38,799,000	40,290,821	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊 債券	貸付債権担保S種第6回住宅金融公庫債券	41,546,000	44,099,832	
	貸付債権担保S種第7回住宅金融公庫債券	169,084,000	179,152,952	
	貸付債権担保S種第8回住宅金融公庫債券	43,129,000	45,491,175	
	貸付債権担保S種第9回住宅金融公庫債券	43,038,000	45,578,102	
	貸付債権担保S種第10回住宅金融公庫債券	44,516,000	47,072,999	
	貸付債権担保第7回住宅金融公庫債券	31,568,000	32,779,579	
	貸付債権担保第10回住宅金融公庫債券	71,830,000	73,188,305	
	貸付債権担保第11回住宅金融公庫債券	39,154,000	38,728,787	
	貸付債権担保第12回住宅金融公庫債券	41,723,000	42,947,152	
	貸付債権担保第20回住宅金融公庫債券	94,326,000	99,123,420	
	貸付債権担保第25回住宅金融公庫債券	50,721,000	52,287,771	
	貸付債権担保第28回住宅金融公庫債券	54,524,000	56,269,858	
	貸付債権担保第29回住宅金融公庫債券	175,992,000	181,908,851	
	貸付債権担保第31回住宅金融公庫債券	62,133,000	63,769,583	
	貸付債権担保第32回住宅金融公庫債券	190,611,000	195,702,219	
	貸付債権担保第34回住宅金融公庫債券	65,137,000	67,408,327	
	貸付債権担保第36回住宅金融公庫債券	61,984,000	64,344,350	
	貸付債権担保第37回住宅金融公庫債券	62,647,000	65,024,453	
	貸付債権担保第39回住宅金融公庫債券	187,653,000	194,157,052	
	貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	124,644,000	129,563,698	
	貸付債権担保第41回住宅金融公庫債券	64,067,000	67,229,987	
	貸付債権担保第42回住宅金融公庫債券	61,718,000	65,758,060	
	貸付債権担保第47回住宅金融公庫債券	59,572,000	62,886,586	
	貸付債権担保第51回住宅金融公庫債券	190,224,000	200,560,772	
	貸付債権担保第53回住宅金融公庫債券	64,338,000	67,316,849	
	政府保証第9回国民生活債券	200,000,000	202,764,000	
	政府保証第12回国民生活債券	100,000,000	102,613,000	
	政府保証第15回国民生活債券	100,000,000	103,871,000	
	政府保証第19回国民生活債券	125,000,000	132,912,500	
	政府保証第20回国民生活債券	100,000,000	103,124,000	
	第36回国民生活債券	200,000,000	202,030,000	
	第11回農林漁業金融公庫債券	100,000,000	106,501,000	
	い第694号商工債	100,000,000	101,069,000	
い第704号商工債	200,000,000	204,402,000		
い第705号商工債	100,000,000	102,387,000		
い第707号商工債	200,000,000	204,880,000		
い第710号商工債	200,000,000	203,328,000		
い第713号商工債	100,000,000	101,362,000		
い第714号商工債	100,000,000	101,666,000		
い第715号商工債	100,000,000	101,100,000		
い第716号商工債	100,000,000	101,118,000		
い第717号商工債	100,000,000	101,118,000		
い第726号商工債	100,000,000	100,188,000		
い第695号農林債	100,000,000	101,100,000		
い第697号農林債	100,000,000	101,746,000		

い第701号農林債	100,000,000	102,050,000	
い第704号農林債	100,000,000	102,039,000	
い第708号農林債	100,000,000	101,974,000	
い第715号農林債	200,000,000	202,024,000	
い第717号農林債	100,000,000	101,178,000	
い第718号農林債	100,000,000	101,033,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊 債券	い第720号農林債	100,000,000	100,861,000	
	い第721号農林債	100,000,000	100,691,000	
	い第724号農林債	100,000,000	100,288,000	
	い第725号農林債	100,000,000	99,906,000	
	い第728号農林債	100,000,000	100,432,000	
	い第729号農林債	100,000,000	101,225,000	
	い第730号農林債	100,000,000	101,022,000	
	第219回信金中金債(5年)	100,000,000	101,043,000	
	第222回信金中金債(5年)	100,000,000	101,535,000	
	第223回信金中金債(5年)	100,000,000	101,774,000	
	第224回信金中金債(5年)	100,000,000	101,798,000	
	第225回信金中金債(5年)	100,000,000	101,664,000	
	第228回信金中金債(5年)	100,000,000	102,193,000	
	第230回信金中金債(5年)	200,000,000	203,960,000	
	第231回信金中金債(5年)	100,000,000	102,261,000	
	第234回信金中金債(5年)	100,000,000	102,022,000	
	第237回信金中金債(5年)	100,000,000	101,813,000	
	第238回信金中金債(5年)	100,000,000	101,444,000	
	第243回信金中金債(5年)	100,000,000	101,087,000	
	第246回信金中金債(5年)	100,000,000	100,927,000	
	第248回信金中金債(5年)	100,000,000	100,570,000	
	第251回信金中金債(5年)	100,000,000	99,795,000	
	第122号商工債(3年)	100,000,000	100,128,000	
	第124号商工債(3年)	100,000,000	100,147,000	
	政府保証第5回東日本高速道路債券	100,000,000	107,375,000	
	政府保証第8回中日本高速道路債券	100,000,000	107,318,000	
	政府保証第10回中日本高速道路債券	172,000,000	183,560,120	
	政府保証第20回中日本高速道路債券	100,000,000	105,238,000	
	中日本高速道路株式会社第2回社債	100,000,000	103,579,000	
	中日本高速道路株式会社第5回社債	100,000,000	107,482,000	
	中日本高速道路株式会社第6回社債	100,000,000	106,678,000	
	中日本高速道路株式会社第14回社債	100,000,000	100,757,000	
政府保証第3回西日本高速道路債券	100,000,000	106,733,000		
政府保証第20回西日本高速道路債券	100,000,000	105,146,000		
特殊債券 小計		34,667,074,000	36,159,208,465	
社債券	フランス電力第1回円貨社債(2009)	100,000,000	99,128,000	
	ジーディーエフ・スエズ第1回円貨社債(2009)	100,000,000	98,172,000	
	第1回スウェーデン輸出信用銀行円貨債券(2009)	100,000,000	100,517,000	
	一般担保第2回住宅金融支援機構債券	200,000,000	213,096,000	
	一般担保第6回住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,010,000	
	一般担保第11回住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,132,000	
	一般担保第14回住宅金融支援機構債券	100,000,000	107,415,000	
	一般担保第17回住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,497,000	
	一般担保第21回住宅金融支援機構債券	200,000,000	216,004,000	
	一般担保第23回住宅金融支援機構債券	100,000,000	111,393,000	
	一般担保第25回住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,387,000	
	一般担保第29回住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,255,000	
	一般担保第30回住宅金融支援機構債券	100,000,000	107,294,000	

一般担保第4 1回住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,892,000	
一般担保第4 3回住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,169,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	第9回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポ円貨社債	200,000,000	202,980,000	
	第14回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポ円貨社債	100,000,000	102,520,000	
	第11回シティグループ・インク円貨社債	100,000,000	99,308,000	
	第17回シティグループ・インク円貨社債	100,000,000	93,800,000	
	第22回シティグループ・インク円貨社債	100,000,000	100,933,000	
	第3回バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション円貨社債	100,000,000	94,809,000	
	ナショナル・オーストラリア銀行第4回円貨社債(2010)	100,000,000	99,839,000	
	ナショナル・オーストラリア銀行第6回円貨社債(2011)	100,000,000	98,852,000	
	ウエストパック・バンキング・コーポ・第2回円貨社債2009	100,000,000	102,584,000	
	ウエストパック・バンキング・コーポ・第5回円貨社債2010	200,000,000	200,410,000	
	ウエストパック・バンキング・コーポ・第7回円貨社債2010	100,000,000	99,572,000	
	オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回円貨社債2008	100,000,000	101,216,000	
	オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回円貨社債2009	100,000,000	102,402,000	
	オーストラリア・ニュージーランド銀行第5回円貨社債2010	100,000,000	100,112,000	
	オーストラリア・ニュージーランド銀行第6回円貨社債2011	100,000,000	98,986,000	
	ウォルマート・ストアーズ・インク第3回円貨社債(2009)	100,000,000	102,167,000	
	ウォルマート・ストアーズ・インク第4回円貨社債(2010)	100,000,000	100,805,000	
	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2009)	100,000,000	99,307,000	
	麒麟ホールディングス株式会社第1回無担保社債	100,000,000	100,956,000	
	麒麟ホールディングス株式会社第3回無担保社債	100,000,000	106,186,000	
	味の素株式会社第17回無担保社債	100,000,000	100,494,000	
	日本たばこ産業株式会社第5回社債	100,000,000	101,939,000	
	株式会社セブン&アイ・ホールディングス第5回無担保社債	100,000,000	101,087,000	
	住友化学株式会社第23回無担保社債	100,000,000	101,147,000	
	住友化学株式会社第43回無担保社債	100,000,000	104,214,000	
	三菱化学株式会社第37回無担保社債	100,000,000	107,920,000	
	三井化学株式会社第31回無担保社債	100,000,000	100,673,000	
	花王株式会社第2回無担保社債	100,000,000	102,280,000	
	エーザイ株式会社第6回無担保社債	100,000,000	101,850,000	
	エーザイ株式会社第7回無担保社債	100,000,000	104,748,000	
	第一三共株式会社第2回無担保社債	100,000,000	107,019,000	
	新日本石油株式会社第26回無担保社債	100,000,000	107,357,000	
	株式会社ブリヂストン第4回無担保社債	100,000,000	100,808,000	
新日本製鐵株式会社第52回無担保社債	100,000,000	102,959,000		
新日本製鐵株式会社第56回無担保社債	100,000,000	102,702,000		
新日本製鐵株式会社第62回無担保社債	100,000,000	102,054,000		

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	ジェイエフイーホールディングス株式会社第13回無担保社債	100,000,000	101,497,000	
	株式会社豊田自動織機第15回無担保社債	100,000,000	104,498,000	
	株式会社東芝第50回無担保社債	100,000,000	100,657,000	
	三菱電機株式会社第42回無担保社債	100,000,000	102,083,000	
	パナソニック株式会社第7回無担保社債	100,000,000	102,302,000	
	シャープ株式会社第22回無担保社債	100,000,000	102,318,000	
	シャープ株式会社第24回無担保社債	100,000,000	101,186,000	
	ソニー株式会社第17回無担保社債	100,000,000	103,719,000	
	ソニー株式会社第25回無担保社債	100,000,000	102,236,000	
	ソニー株式会社第26回無担保社債	100,000,000	108,185,000	
	松下電工株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	104,090,000	
	三菱重工業株式会社第17回無担保社債	100,000,000	100,607,000	
	三菱重工業株式会社第22回無担保社債	100,000,000	107,740,000	
	トヨタ自動車株式会社第7回無担保社債	200,000,000	204,078,000	
	トヨタ自動車株式会社第9回無担保社債	100,000,000	101,858,000	
	トヨタ自動車株式会社第10回無担保社債	100,000,000	106,945,000	
	アイシン精機株式会社第5回無担保社債	100,000,000	102,955,000	
	大日本印刷株式会社第1回無担保社債	200,000,000	204,648,000	
	伊藤忠商事株式会社第62回無担保社債	100,000,000	100,472,000	
	三井物産株式会社第58回無担保社債	100,000,000	106,616,000	
	住友商事株式会社第29回無担保社債	100,000,000	101,200,000	
	三菱商事株式会社第46回無担保社債	100,000,000	102,433,000	
	三菱商事株式会社第53回無担保社債	100,000,000	101,524,000	
	三菱商事株式会社第70回無担保社債	100,000,000	107,197,000	
	三菱商事株式会社第76回無担保社債	100,000,000	101,578,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第12回無担保社債	100,000,000	101,261,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第13回無担保社債	100,000,000	101,586,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第15回無担保社債	100,000,000	102,056,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第16回無担保社債	300,000,000	306,192,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第17回無担保社債	100,000,000	101,480,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第18回無担保社債	100,000,000	101,219,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第19回無担保社債	200,000,000	201,820,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第21回無担保社債	100,000,000	100,411,000	
	株式会社みずほコーポレート銀行第23回無担保社債	100,000,000	99,867,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第57回無担保社債	200,000,000	218,604,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第83回無担保社債	200,000,000	213,554,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第87回無担保社債	100,000,000	106,912,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第98回無担保社債	100,000,000	101,129,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第100回無担保社債	100,000,000	101,648,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第104回無担保社債	200,000,000	204,738,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第106回無担保社債	300,000,000	304,539,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第107回無担保社債	100,000,000	105,581,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第109回無担保社債	100,000,000	101,268,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第116回無担保社債	100,000,000	100,377,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第3回2号無担保社債	200,000,000	202,288,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第28回無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,231,000	
	株式会社三菱東京UFJ銀行第32回無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,271,000	

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	株式会社三井住友銀行第44回無担保社債	100,000,000	101,625,000	

株式会社三井住友銀行第45回無担保社債	200,000,000	203,796,000	
株式会社三井住友銀行第47回無担保社債	100,000,000	101,508,000	
株式会社三井住友銀行第48回無担保社債	100,000,000	101,213,000	
株式会社三井住友銀行第50回無担保社債	100,000,000	100,394,000	
株式会社三井住友銀行第51回無担保社債	100,000,000	99,793,000	
株式会社三井住友銀行第52回無担保社債	100,000,000	100,522,000	
株式会社三井住友銀行第22回無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,378,000	
株式会社三井住友銀行第23回無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	203,304,000	
株式会社三井住友銀行第24回無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	201,946,000	
株式会社みずほ銀行第3回無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	104,316,000	
NTTファイナンス株式会社第37回無担保社債	100,000,000	101,095,000	
トヨタファイナンス株式会社第21回無担保社債	100,000,000	106,904,000	
トヨタファイナンス株式会社第25回無担保社債	100,000,000	102,879,000	
野村ホールディングス株式会社第22回無担保社債	100,000,000	99,956,000	
野村ホールディングス株式会社第23回無担保社債	100,000,000	100,823,000	
大和証券キャピタル・マーケット株式会社第2回無担保社債	100,000,000	99,227,000	
三菱地所株式会社第48回無担保社債	100,000,000	112,494,000	
三菱地所株式会社第70回無担保社債	100,000,000	103,014,000	
三菱地所株式会社第79回無担保社債	100,000,000	106,453,000	
三菱地所株式会社第83回無担保社債	100,000,000	108,435,000	
東日本旅客鉄道株式会社第7回社債(一般担保付)	200,000,000	229,958,000	
東日本旅客鉄道株式会社第13回社債(一般担保付)	100,000,000	113,293,000	
東日本旅客鉄道株式会社第15回社債(一般担保付)	100,000,000	113,770,000	
東日本旅客鉄道株式会社第21回無担保社債	100,000,000	107,796,000	
東日本旅客鉄道株式会社第27回無担保普通社債	100,000,000	101,963,000	
東日本旅客鉄道株式会社第33回無担保普通社債	100,000,000	103,749,000	
東日本旅客鉄道株式会社第37回無担保普通社債	100,000,000	103,292,000	
東日本旅客鉄道株式会社第43回無担保普通社債	100,000,000	107,160,000	
東日本旅客鉄道株式会社第50回無担保普通社債	100,000,000	107,130,000	
東日本旅客鉄道株式会社第52回無担保普通社債	100,000,000	105,943,000	
西日本旅客鉄道株式会社第7回社債(一般担保付)	100,000,000	111,323,000	
西日本旅客鉄道株式会社第11回無担保社債	100,000,000	109,145,000	
東海旅客鉄道株式会社第5回普通社債(一般担保付)	100,000,000	113,260,000	
東海旅客鉄道株式会社第10回無担保普通社債	100,000,000	104,659,000	
東海旅客鉄道株式会社第20回無担保普通社債	200,000,000	213,214,000	
東海旅客鉄道株式会社第25回無担保普通社債	100,000,000	106,648,000	
東海旅客鉄道株式会社第51回無担保普通社債	100,000,000	105,221,000	
東京地下鉄株式会社第3回社債(一般担保付)	100,000,000	106,542,000	
東京地下鉄株式会社第8回社債(一般担保付)	100,000,000	107,759,000	
日本郵船株式会社第27回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	106,983,000	
日本電信電話株式会社第47回電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	100,708,000	
日本電信電話株式会社第48回電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	103,423,000	
日本電信電話株式会社第50回電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	104,247,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	日本電信電話株式会社第51回電信電話債券(一般担保付)	200,000,000	213,906,000	
	日本電信電話株式会社第52回電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	106,398,000	
	日本電信電話株式会社第53回電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	105,447,000	

日本電信電話株式会社第59回電信電話債券（一般担保付）	100,000,000	106,595,000	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ第15回無担保社債	100,000,000	108,158,000	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ第16回無担保社債	100,000,000	101,923,000	
東京電力株式会社第457回社債	100,000,000	72,790,000	
東京電力株式会社第507回社債	100,000,000	90,784,000	
東京電力株式会社第511回社債	100,000,000	88,246,000	
東京電力株式会社第513回社債	100,000,000	87,990,000	
東京電力株式会社第514回社債	100,000,000	86,137,000	
東京電力株式会社第515回社債	100,000,000	84,440,000	
東京電力株式会社第516回社債	100,000,000	83,396,000	
東京電力株式会社第518回社債	100,000,000	81,823,000	
東京電力株式会社第519回社債	100,000,000	80,841,000	
東京電力株式会社第521回社債	100,000,000	80,074,000	
東京電力株式会社第522回社債	100,000,000	79,712,000	
東京電力株式会社第539回社債	100,000,000	72,886,000	
東京電力株式会社第541回社債	100,000,000	92,900,000	
東京電力株式会社第542回社債	100,000,000	72,633,000	
東京電力株式会社第544回社債	100,000,000	73,882,000	
中部電力株式会社第405回社債	100,000,000	111,025,000	
中部電力株式会社第406回社債	200,000,000	220,370,000	
中部電力株式会社第426回社債	100,000,000	110,983,000	
中部電力株式会社第466回社債	100,000,000	102,533,000	
中部電力株式会社第478回社債	100,000,000	104,714,000	
中部電力株式会社第480回社債	100,000,000	104,438,000	
中部電力株式会社第484回社債	100,000,000	101,994,000	
関西電力株式会社第433回社債（一般担保付）	100,000,000	101,787,000	
関西電力株式会社第435回社債（一般担保付）	100,000,000	101,792,000	
関西電力株式会社第443回社債（一般担保付）	100,000,000	102,345,000	
関西電力株式会社第448回社債（一般担保付）	100,000,000	106,758,000	
関西電力株式会社第454回社債（一般担保付）	100,000,000	101,999,000	
関西電力株式会社第463回社債（一般担保付）	100,000,000	103,582,000	
関西電力株式会社第466回社債（一般担保付）	100,000,000	101,354,000	
中国電力株式会社第298回社債（一般担保付）	100,000,000	111,156,000	
中国電力株式会社第306回社債（一般担保付）	100,000,000	112,772,000	
中国電力株式会社第311回社債（一般担保付）	100,000,000	110,758,000	
中国電力株式会社第350回社債（一般担保付）	100,000,000	102,494,000	
中国電力株式会社第354回社債（一般担保付）	100,000,000	105,296,000	
北陸電力株式会社第277回社債（一般担保付）	100,000,000	102,306,000	
北陸電力株式会社第283回社債（一般担保付）	100,000,000	105,701,000	
北陸電力株式会社第288回社債（一般担保付）	100,000,000	105,125,000	
東北電力株式会社第383回社債（一般担保付）	100,000,000	110,462,000	
東北電力株式会社第414回社債（一般担保付）	100,000,000	100,231,000	
東北電力株式会社第416回社債（一般担保付）	100,000,000	98,171,000	
東北電力株式会社第420回社債（一般担保付）	100,000,000	101,391,000	

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	東北電力株式会社第435回社債（一般担保付）	100,000,000	104,300,000	
	四国電力株式会社第253回社債（一般担保付）	100,000,000	92,725,000	
	四国電力株式会社第257回社債（一般担保付）	100,000,000	102,149,000	
	九州電力株式会社第371回社債（一般担保付）	100,000,000	97,462,000	
	九州電力株式会社第372回社債（一般担保付）	100,000,000	100,344,000	
	九州電力株式会社第376回社債（一般担保付）	100,000,000	101,814,000	
	九州電力株式会社第384回社債（一般担保付）	100,000,000	102,941,000	
	九州電力株式会社第387回社債（一般担保付）	100,000,000	103,630,000	
	九州電力株式会社第391回社債（一般担保付）	100,000,000	104,632,000	

九州電力株式会社第399回社債(一般担保付)	100,000,000	101,534,000	
九州電力株式会社第405回社債(一般担保付)	100,000,000	104,558,000	
北海道電力株式会社第257回社債(一般担保付)	100,000,000	112,635,000	
北海道電力株式会社第282回社債(一般担保付)	100,000,000	101,662,000	
北海道電力株式会社第284回社債(一般担保付)	100,000,000	102,733,000	
北海道電力株式会社第285回社債(一般担保付)	100,000,000	103,705,000	
沖縄電力株式会社第9回社債(一般担保付)	100,000,000	100,496,000	
電源開発株式会社第14回無担保社債	100,000,000	102,748,000	
電源開発株式会社第16回無担保社債	100,000,000	104,786,000	
電源開発株式会社第17回無担保社債	100,000,000	105,036,000	
電源開発株式会社第19回無担保社債	100,000,000	104,773,000	
電源開発株式会社第21回無担保社債	100,000,000	103,478,000	
電源開発株式会社第29回無担保社債	100,000,000	100,561,000	
電源開発株式会社第30回無担保社債	100,000,000	99,910,000	
東京瓦斯株式会社第30回無担保社債	100,000,000	104,243,000	
大阪瓦斯株式会社第7回無担保社債	100,000,000	114,601,000	
大阪瓦斯株式会社第9回無担保社債	100,000,000	113,494,000	
大阪瓦斯株式会社第25回無担保社債	100,000,000	102,707,000	
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第20回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	202,324,000	
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第21回無担保社債	100,000,000	105,746,000	
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第24回無担保社債	100,000,000	100,889,000	
社債券 小計	24,200,000,000	24,780,385,000	
合計	339,703,474,000	353,751,331,467	

(注) 代用有価証券で額面 50,000,000円 担保差入

なお、代用有価証券の担保差入券面額には、約定未受渡券面額を含んでおります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引関係)に記載したとおりであります。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成24年2月29日

資産総額	474,137,641 円
負債総額	2,543,026 円
純資産総額（ - ）	471,594,615 円
発行済口数	455,452,456 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0354 円
1万口当たり純資産額	10,354 円

<参考>

マザーファンドの現況（平成24年2月29日）

純資産額計算書

（中央三井日本債券マザーファンド）

資産総額	383,519,906,948 円
負債総額	15,694,201,456 円
純資産総額（ - ）	367,825,705,492 円
発行済口数	306,012,204,937 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2020 円
1万口当たり純資産額	12,020 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権に関する記載

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

- A. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- B. 上記A.の申請のある場合には、上記A.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記A.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- C. 上記A.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：12,000株

発行済株式総数：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：なし

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社取締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN (計画)]

運用担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づいて、運用各部において資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定し、運用各部の長が承認します。

[DO (実行)]

運用各部の運用担当者は、運用ガイドラインや運用計画に沿って、ポートフォリオ構築及びファンド管理、運用の指図を行います。売買の執行は、運用各部から独立したトレーディング部署が行います。

[CHECK (検証・評価)]

運用各部の長は、運用が運用計画に沿って行われているかの確認を行います。

毎月開催される運用委員会では、パフォーマンスや運用プロセスのモニタリングを通じて、ファンドの品質管理を行います。

また、運用に関するリスク管理と法令遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理関連部門及びコンプライアンス関連部門が担当し、これを運用部門及び取締役等にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持するよう努めます。

さらに、内部監査部門は、委託会社の業務全般について内部管理体制の妥当性を検証、評価します。その評価結果を取締役等へ報告するとともに、指摘事項の是正状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成24年2月29日現在、住信アセットマネジメント株式会社が運用の指図を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	167	1,334,466
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	167	1,334,466

（ご参考）平成24年2月29日現在、中央三井アセットマネジメント株式会社が運用の指図を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	133	2,511,956
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	701
単位型公社債投資信託	0	0
合計	138	2,512,657

3【委託会社等の経理状況】

(イ) 委託者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(ロ) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度の中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	2	5,642,056	2	6,223,302
前払金		6,819		-
前払費用		35,081		34,720
未収委託者報酬		942,664		953,916
未収運用受託報酬		48,083		42,516
繰延税金資産		44,119		50,152
その他		129		34
流動資産合計		6,718,954		7,304,641
固定資産				
有形固定資産				
建物		49,765		38,802
器具備品		26,485		27,919

有形固定資産合計	1	76,250	1	66,721
無形固定資産				
ソフトウェア		95,682		91,774
その他無形固定資産		126		1,415
無形固定資産合計		95,808		93,189
投資その他の資産				
投資有価証券		245,516		239,090
敷金・保証金		238,033		228,451
長期前払費用		449		409
繰延税金資産		55,356		80,017
その他の投資		225		195
投資その他の資産合計		539,579		548,164
固定資産合計		711,639		708,076
資産合計		7,430,593		8,012,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	16,838	18,485
未払金	520,453	495,343
未払収益分配金	130	130
未払手数料	2 454,590	2 452,781
その他未払金	65,733	42,432
未払費用	2 126,959	2 135,706
未払法人税等	174,433	220,711
未払消費税等	11,758	25,316
賞与引当金	70,599	79,835
流動負債合計	921,042	975,399
固定負債		
退職給付引当金	122,901	171,115
固定負債合計	122,901	171,115
負債合計	1,043,943	1,146,514

純資産の部

株主資本

資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金	942,449	1,421,205
利益剰余金合計	6,092,949	6,574,705
株主資本合計	6,392,949	6,874,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,299	8,501
評価・換算差額等合計	6,299	8,501
純資産合計	6,386,650	6,866,203
負債・純資産合計	7,430,593	8,012,717

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成21年4月1日	(自	平成22年4月1日
	至	平成22年3月31日)	至	平成23年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		8,637,673		8,619,288
運用受託報酬		108,227		126,038
営業収益合計		8,745,901		8,745,326
営業費用				
支払手数料	1	4,414,750	1	4,301,606
広告宣伝費		123,104		67,247
公告費		2,520		2,744
受益証券発行費		95		-
調査費		835,300		898,998
調査費		85,751		87,937
委託調査費		747,629		809,173
図書費		1,918		1,887
営業雑経費		650,397		640,623
通信費		10,735		11,303
印刷費		164,695		152,354
協会費		9,726		10,102
諸会費		594		594
情報機器関連費		429,265		433,365

その他営業雑経費	35,380	32,903
営業費用合計	6,026,169	5,911,221
一般管理費		
給料	1,313,847	1,315,974
役員報酬	34,470	38,295
給料・手当	1,098,871	1,062,048
賞与	180,505	215,631
退職給付費用	52,327	63,772
役員退職慰労金	1,980	-
福利費	148,136	156,648
交際費	1,771	1,350
旅費交通費	43,688	31,880
租税公課	17,962	17,981
不動産賃借料	238,033	238,033
寄付金	3,745	7,972
減価償却費	58,878	57,385
敷金償却	-	2,804
諸経費	101,459	91,394
一般管理費合計	1,981,829	1,985,197
営業利益	737,901	848,907

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,046	1,280
有価証券利息	257	-
受取利息	1 6,564	1 14,783
投資有価証券売却益	1,179	756
その他	3,344	1,877
営業外収益合計	12,393	18,697
営業外費用		
投資有価証券売却損	12,836	480
固定資産除却損	2 1,136	-
その他	820	242
営業外費用合計	14,794	722
経常利益	735,501	866,883

特別損失		
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額	-	6,776
特別損失合計	-	6,776
税引前当期純利益	735,501	860,106
法人税、住民税及び事業税	333,431	377,534
法人税等調整額	30,837	29,183
法人税等合計	302,594	348,350
当期純利益	432,906	511,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	47,500	50,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,100,000	5,100,000
当期変動額		
別途積立金の積立	1,000,000	-
当期変動額合計	1,000,000	-
当期末残高	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,542,542	942,449
当期変動額		

剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	432,906	511,755
別途積立金の積立	1,000,000	-
当期変動額合計	600,093	478,755
当期末残高	942,449	1,421,205
利益剰余金合計		
前期末残高	5,690,042	6,092,949
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,092,949	6,574,705
株主資本合計		
前期末残高	5,990,042	6,392,949
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,392,949	6,874,705

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	24,962	6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	18,662	2,202
当期末残高	6,299	8,501
評価・換算差額等合計		
前期末残高	24,962	6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	18,662	2,202
当期末残高	6,299	8,501
純資産合計		

前期末残高	5,965,080	6,386,650
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	421,569	479,553
当期末残高	6,386,650	6,866,203

重要な会計方針

項目	期別 前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定してあります。）</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>同 左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同 左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>有形固定資産 同 左</p> <p>無形固定資産 同 左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	資産除去債務に関する会計基準等の適用

-	<p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が2,804千円減少し、税引前当期純利益が9,581千円減少しております。</p>
---	---

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 物</td> <td style="text-align: right;">38,352千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">96,447千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">134,799千円</td> </tr> </table>	建 物	38,352千円	器具備品	96,447千円	計	134,799千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 物</td> <td style="text-align: right;">49,316千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">113,320千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">162,636千円</td> </tr> </table>	建 物	49,316千円	器具備品	113,320千円	計	162,636千円
建 物	38,352千円												
器具備品	96,447千円												
計	134,799千円												
建 物	49,316千円												
器具備品	113,320千円												
計	162,636千円												
<p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">3,498,856千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">353,462千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">119,557千円</td> </tr> </table>	預金	3,498,856千円	未払手数料	353,462千円	未払費用	119,557千円	<p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">3,477,508千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">333,570千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">123,687千円</td> </tr> </table>	預金	3,477,508千円	未払手数料	333,570千円	未払費用	123,687千円
預金	3,498,856千円												
未払手数料	353,462千円												
未払費用	119,557千円												
預金	3,477,508千円												
未払手数料	333,570千円												
未払費用	123,687千円												

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)								
<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">4,065,257千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">1,030千円</td> </tr> </table>	支払手数料	4,065,257千円	受取利息	1,030千円	<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">3,761,890千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">6,579千円</td> </tr> </table>	支払手数料	3,761,890千円	受取利息	6,579千円
支払手数料	4,065,257千円								
受取利息	1,030千円								
支払手数料	3,761,890千円								
受取利息	6,579千円								
<p>2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,136千円</td> </tr> </table>	器具備品	1,136千円							
器具備品	1,136千円								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成21年3月31日	平成21年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 30,000千円 |
| (2) 配当金の原資 | 利益剰余金 |
| (3) 1株当たり配当額 | 5,000円 |
| (4) 基準日 | 平成23年3月31日 |
| (5) 効力発生日 | 平成23年6月29日 |

(リ - ス取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	5,642,056	5,642,056	-
(2)未収委託者報酬	942,664	942,664	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	46,016	46,016	-
(4)未払金	(520,453)	(520,453)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

（1）現金及び預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,642,056	-	-	-
未収委託者報酬	942,664	-	-	-

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	-
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	39,590	39,590	-
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額199,500千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	-	-	-
未収委託者報酬	953,916	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

(単位:千円)

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	5,362	6,387	1,025
小計	5,362	6,387	1,025
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,275	39,628	11,646

小計	51,275	39,628	11,646
計	56,637	46,016	10,621

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
74,035	1,179	12,836

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	50,925	36,515	14,409
小計	50,925	36,515	14,409
計	53,925	39,590	14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成21年4月1日	当事業年度 （自 平成22年4月1日
-----------------------	-----------------------

至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p>								
<p>2. 退職給付債務及びその他に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>122,901千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>122,901千円</td> </tr> </table> <p>(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。</p>	退職給付債務	122,901千円	退職給付引当金	122,901千円	<p>2. 退職給付債務及びその他に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>171,115千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>171,115千円</td> </tr> </table> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	退職給付債務	171,115千円	退職給付引当金	171,115千円
退職給付債務	122,901千円								
退職給付引当金	122,901千円								
退職給付債務	171,115千円								
退職給付引当金	171,115千円								
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>52,327千円</td> </tr> </table> <p>(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,326千円を含んでおります。</p>	退職給付費用	52,327千円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>63,772千円</td> </tr> </table> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,307千円を含んでおります。</p>	退職給付費用	63,772千円				
退職給付費用	52,327千円								
退職給付費用	63,772千円								
<p>4. 退職給付債務等の計算基礎</p> <p>当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算基礎</p> <p>同左</p>								

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																								
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>未払事業税</td> <td>15,392千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td>28,726千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td>50,008千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td> <td>4,321千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,025千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td> <td>99,475千円</td> </tr> </table>	未払事業税	15,392千円	賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円	有価証券評価差額	4,321千円	その他	1,025千円	繰延税金資産 合計	99,475千円	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>未払事業税</td> <td>17,667千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td>32,484千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td>69,626千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td> <td>5,832千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,558千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td> <td>130,169千円</td> </tr> </table>	未払事業税	17,667千円	賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円	有価証券評価差額	5,832千円	その他	4,558千円	繰延税金資産 合計	130,169千円
未払事業税	15,392千円																								
賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円																								
有価証券評価差額	4,321千円																								
その他	1,025千円																								
繰延税金資産 合計	99,475千円																								
未払事業税	17,667千円																								
賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円																								
有価証券評価差額	5,832千円																								
その他	4,558千円																								
繰延税金資産 合計	130,169千円																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>同左</p>																								

（持分法損益等）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。	同左

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）

及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	4,065,257	未払 手数料	353,462
							投資助言費用 の支払	609,879	未払費用	119,557

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	------------	-----	---------------	-----------	------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	3,761,890	未払 手数料	333,570
							投資助言費用 の支払	692,451	未払費用	123,687

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の

子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,064,441円67銭	1株当たり純資産額	1,144,367円30銭
1株当たり当期純利益	72,151円14銭	1株当たり当期純利益	85,292円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	432,906千円	511,755千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	432,906千円	511,755千円

期中平均株式数	6,000株	6,000株
---------	--------	--------

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間貸借対照表

(単位：千円)

第26期中間会計期間末

(平成23年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	6,348,503
未収委託者報酬	931,255
未収運用受託報酬	30,340
繰延税金資産	42,883
その他	46,838
流動資産合計	7,399,822

固定資産

有形固定資産

建物	25,631
器具備品	22,797
有形固定資産合計	1 48,428

無形固定資産

80,075

投資その他の資産

投資有価証券	230,782
敷金・保証金	222,422
繰延税金資産	95,717
その他	754
投資その他の資産合計	549,677

固定資産合計

678,181

資産合計

8,078,003

負債の部

流動負債

未払金		489,894
未払費用		119,669
未払法人税等		143,080
賞与引当金		76,075
その他	2	32,182

流動負債合計		860,902
--------	--	---------

固定負債

退職給付引当金		188,834
固定負債合計		188,834

負債合計		1,049,736
------	--	-----------

(単位：千円)

第26期中間会計期間末

(平成23年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金		300,000
利益剰余金		
利益準備金		56,500
その他利益剰余金		
別途積立金		5,100,000
繰越利益剰余金		1,583,847
利益剰余金合計		6,740,347
株主資本合計		7,040,347

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		12,079
評価・換算差額等合計		12,079

純資産合計		7,028,267
-------	--	-----------

負債純資産合計		8,078,003
---------	--	-----------

中間損益計算書

(単位：千円)

第26期中間会計期間

(自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		4,032,339
運用受託報酬		51,906
営業収益合計		4,084,245
営業費用		2,765,368
一般管理費	1	987,887
営業利益		330,990
営業外収益	2	14,771
営業外費用		75
経常利益		345,686
特別損失	1	16,061
税引前中間純利益		329,624
法人税、住民税及び事業税		139,960
法人税等調整額		5,977
法人税等合計		133,982
中間純利益		195,641

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第26期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高		300,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		300,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		53,500
当中間期変動額		
剰余金の配当に伴う積立		3,000
当中間期変動額合計		3,000
当中間期末残高		56,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		5,100,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		5,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		1,421,205

当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	162,641
当中間期末残高	1,583,847
利益剰余金合計	
当期首残高	6,574,705
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	165,641
当中間期末残高	6,740,347
株主資本合計	
当期首残高	6,874,705
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	165,641
当中間期末残高	7,040,347
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,501
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	3,578
当中間期末残高	12,079
評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,501
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	3,578
当中間期末残高	12,079
純資産合計	
当期首残高	6,866,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	162,063
当中間期末残高	7,028,267

重要な会計方針

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

第26期中間会計期間

(自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額
	建 物 62,486千円
	器具備品 119,721千円
	計 182,208千円
2	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第26期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1	減価償却実施額
	有形固定資産 20,670千円
	無形固定資産 15,864千円
2	営業外収益の主要項目
	受取利息 10,373千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,000	-	-	6,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(リ - ス取引関係)

第26期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,348,503	6,348,503	-
(2)未収委託者報酬	931,255	931,255	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	31,282	31,282	-
(4)未払金	(489,894)	(489,894)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額199,500千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末(平成23年9月30日)

その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	1,000	1,031	31
小計	1,000	1,031	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	50,650	30,251	20,398
小計	50,650	30,251	20,398
計	51,650	31,282	20,367

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第26期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第26期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第26期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第26期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,171,377円87銭
1株当たり中間純利益	32,606円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益	195,641千円
普通株式に係る中間純利益	195,641千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考> 中央三井アセットマネジメント株式会社の経理状況

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」（以下「業府令」といいます。）に基づいて作成しております。

ただし、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しており、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表及び第26期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査及び中間監査を受けております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

科目	第24期 平成22年 3月31日		第25期 平成23年 3月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金・預金		1,823,012		2,336,337
2. 前払費用		92,464		56,149
3. 未収委託者報酬		1,023,412		967,198
4. 未収収益		102		53
5. 繰延税金資産		30,247		43,658
6. その他		4,463		6,108
流動資産 計		2,973,703		3,409,505
固定資産				
1. 有形固定資産 1				
(1) 建物		24,815		7,448
(2) 器具備品		36,727		23,068
有形固定資産 計		61,543		30,517
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア		114,197		78,445
(2) 電話加入権		1,847		1,847
(3) 電話施設利用権		57		37
無形固定資産 計		116,102		80,330
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		74,897		69,135
(2) 長期貸付金		39,988		37,588
(3) 長期差入保証金		88,736		90,141
(4) 長期前払費用		4,915		2,216
(5) 会員権		25,000		25,000
(6) 貸倒引当金		39,988		37,588
投資その他の資産 計		193,549		186,494
固定資産 計		371,195		297,342
資産合計		3,344,898		3,706,847

科目	第24期 平成22年 3月31日		第25期 平成23年 3月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)				
流動負債				
1. 預り金		3,792		3,682
2. 未払金				
(1) 未払手数料	327,341		298,465	
(2) その他未払金	56,890	384,231	109,112	407,578
3. 未払費用		279,266		365,151
4. 未払法人税等		114,387		82,266
5. 賞与引当金		46,407		50,180
6. 資産除去債務		-		16,345
流動負債 計		828,085		925,203
固定負債				
1. 退職給付引当金		22,905		18,693
2. 役員退職慰労引当金		31,800		-
3. 繰延税金負債		-		1,600
4. その他		-		20,700
固定負債 計		54,705		40,993
負債合計		882,791		966,197
(純資産の部)				
株主資本				
1. 資本金		300,000		300,000
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		50,000		50,000
資本剰余金 計		50,000		50,000
3. 利益剰余金				
(1) 利益準備金		25,401		25,401
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,086,808		2,364,106
利益剰余金 計		2,112,210		2,389,507
株主資本計		2,462,210		2,739,507
評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金		103		1,142
評価・換算差額等計		103		1,142
純資産合計		2,462,107		2,740,649
負債・純資産合計		3,344,898		3,706,847

(2) 損益計算書

科目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	
	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益				
1. 委託者報酬		9,668,856		9,561,211
営業収益 計		9,668,856		9,561,211
営業費用				
1. 支払手数料		3,855,512		3,634,705
2. 広告宣伝費		89,996		83,750
3. 調査費				
(1) 調査費	234,896		232,183	
(2) 委託調査費	2,921,144	3,156,040	3,098,589	3,330,773
4. 営業雑経費				
(1) 通信費	14,562		14,141	
(2) 印刷費	192,040		206,247	
(3) 協会費	11,699		12,069	
(4) 諸会費	389	218,692	507	232,966
営業費用 計		7,320,241		7,282,194
一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	57,119		62,111	
(2) 給料・手当	609,618		633,310	
(3) 賞与	132,613	799,351	158,866	854,287
2. 福利厚生費		211,448		232,228
3. 交際費		1,056		770
4. 旅費交通費		20,394		21,590
5. 租税公課		11,448		11,095
6. 不動産賃借料		112,953		116,174
7. 退職給付費用		6,497		7,250
8. 役員退職慰労引当金繰入		12,900		8,250
9. 賞与引当金繰入		46,407		50,180
10. 減価償却費		56,560		53,926
11. 諸経費		520,606		540,822
一般管理費 計		1,799,626		1,896,577
営業利益		548,988		382,439

科目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	
	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益				
1. 受取配当金		3,000		63,400
2. 受取利息		1,101		787
3. 雑収入		333		4,513
営業外収益 計		4,435		68,700
営業外費用				
1. 雑損失 1		5,057		573
営業外費用 計		5,057		573
経常利益		548,366		450,566
特別利益				
1. 投資有価証券売却益		2,918		67,194
2. 投資有価証券償還益		-		584
3. 貸倒引当金戻入		2,400		2,400
特別利益 計		5,318		70,179
特別損失				
1. 投資有価証券売却損		17		344
2. 固定資産除却損		-		980
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額		-		12,305
4. 減損損失 2		-		17,622
5. 統合関連費用 1		9,577		51,394
特別損失 計		9,594		82,648
税引前当期純利益		544,090		438,098
法人税、住民税及び事業税	230,069		173,405	
法人税等調整額	1,078	228,991	12,604	160,801
当期純利益		315,099		277,297

(3) 株主資本等変動計算書

		第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	-	-
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,771,709	2,086,808
	当期変動額 当期純利益	315,099	277,297
	当期末残高	2,086,808	2,364,106
利益剰余金合計	前期末残高	1,797,110	2,112,210
	当期変動額	315,099	277,297
	当期末残高	2,112,210	2,389,507
株主資本合計	前期末残高	2,147,110	2,462,210
	当期変動額	315,099	277,297
	当期末残高	2,462,210	2,739,507
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-	103
	当期変動額 (純額)	103	1,245
	当期末残高	103	1,142
評価・換算差額等合計	前期末残高	-	103
	当期変動額	103	1,245
	当期末残高	103	1,142
純資産合計	前期末残高	2,147,110	2,462,107
	当期変動額	314,996	278,542
	当期末残高	2,462,107	2,740,649

重要な会計方針

項目	期別 第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>(2) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>	同左
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。</p>	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	同左
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。</p>	同左
(3) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>	同左
(4) 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>	-
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p>	同左

会計方針の変更

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
-	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は2,056千円、税引前当期純利益は14,362千円減少しております。</p>

追加情報

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
-	<p>当社は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員に対する退職慰労金制度を廃止し、退職慰労金を打切り支給することとしました。</p> <p>これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額分13,950千円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第24期 (平成22年3月31日)		第25期 (平成23年3月31日)	
1. 有形固定資産の減価 償却累計額	建物	28,053千円		建物	33,765千円
	器具備品	177,074千円		器具備品	142,605千円

2. 損益計算書関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)								
<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>雑損失（臨時経営指導料） 4,490千円 統合関連費用 9,577千円</p>	<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>統合関連費用 51,394千円</p> <p>2 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分予定資産</td> <td>本社事務所 (東京都港区)</td> <td>建物、器具備品</td> <td>17,622千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯)</p> <p>上記の資産グループについては、当社グループの経営統合に伴い、将来の使用見込みがなく除却される可能性が高い資産について、除去予定時の帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しました。</p> <p>(減損損失の金額)</p> <p>建物 15,615千円 器具備品 2,007千円 合計 17,622千円</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>当社は、基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく処分される可能性が高いものについては、処分予定資産としてグルーピングしております。</p>	用途	場所	種類	金額	処分予定資産	本社事務所 (東京都港区)	建物、器具備品	17,622千円
用途	場所	種類	金額						
処分予定資産	本社事務所 (東京都港区)	建物、器具備品	17,622千円						

3. 株主資本等変動計算書関係

期別	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)				
項目	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

期別	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)				
項目	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

4．リース取引関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

5．金融商品関係

第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内での報告体制を敷いております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	1,823,012	1,823,012	-
(2) 未収委託者報酬	1,023,412	1,023,412	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,897	9,897	-
(4) 未払金	(384,231)	(384,231)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	65,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内の報告体制を敷いております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表上計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,336,337	2,336,337	-
(2) 未収委託者報酬	967,198	967,198	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	59,135	59,135	-
(4) 未払金	(407,578)	(407,578)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

6．有価証券関係

第24期 (平成22年3月31日)				第25期 (平成23年3月31日)			
1．その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1．その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
その他	9,897	10,000	103	その他	58,149	56,200	1,949
計	9,897	10,000	103	計	58,149	56,200	1,949
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
その他	986	1,000	13	その他	986	1,000	13
計	986	1,000	13	計	986	1,000	13
2．当事業年度中に売却したその他有価証券				2．当事業年度中に売却したその他有価証券			
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
その他	64,901	2,918	17	その他	128,650	67,194	344
計	64,901	2,918	17	計	128,650	67,194	344
3．時価評価されていない有価証券				3．時価評価されていない有価証券			
内容	貸借対照表計上額（千円）			内容	貸借対照表計上額（千円）		
その他有価証券 非上場株式	65,000			その他有価証券 非上場株式	10,000		
4．その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。				4．その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。			

7. デリバティブ関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

8. 退職給付関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>22,905千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>22,905千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>6,497千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>6,497千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	22,905千円	退職給付引当金	22,905千円	勤務費用	6,497千円	退職給付費用	6,497千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>18,693千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>18,693千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>7,250千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>7,250千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	18,693千円	退職給付引当金	18,693千円	勤務費用	7,250千円	退職給付費用	7,250千円
退職給付債務	22,905千円																
退職給付引当金	22,905千円																
勤務費用	6,497千円																
退職給付費用	6,497千円																
退職給付債務	18,693千円																
退職給付引当金	18,693千円																
勤務費用	7,250千円																
退職給付費用	7,250千円																

9. 税効果会計関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">16,271千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,883千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,168千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">25,501千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69,823千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">39,576千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,247千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	16,271千円	賞与引当金繰入超過額	18,883千円	未払事業税	9,168千円	その他	25,501千円	繰延税金資産小計	69,823千円	評価性引当額	39,576千円	繰延税金資産合計	30,247千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">15,294千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">20,418千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">6,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転による除却予定資産減損</td> <td style="text-align: right;">7,170千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,824千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">19,740千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">76,099千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">32,440千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,658千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">793千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">806千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,600千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	15,294千円	賞与引当金繰入超過額	20,418千円	資産除去債務	6,650千円	移転による除却予定資産減損	7,170千円	未払事業税	6,824千円	その他	19,740千円	繰延税金資産小計	76,099千円	評価性引当額	32,440千円	繰延税金資産合計	43,658千円	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	793千円	その他	806千円	繰延税金負債合計	1,600千円
繰延税金資産																																													
貸倒引当金繰入超過額	16,271千円																																												
賞与引当金繰入超過額	18,883千円																																												
未払事業税	9,168千円																																												
その他	25,501千円																																												
繰延税金資産小計	69,823千円																																												
評価性引当額	39,576千円																																												
繰延税金資産合計	30,247千円																																												
繰延税金資産																																													
貸倒引当金繰入超過額	15,294千円																																												
賞与引当金繰入超過額	20,418千円																																												
資産除去債務	6,650千円																																												
移転による除却予定資産減損	7,170千円																																												
未払事業税	6,824千円																																												
その他	19,740千円																																												
繰延税金資産小計	76,099千円																																												
評価性引当額	32,440千円																																												
繰延税金資産合計	43,658千円																																												
繰延税金負債																																													
其他有価証券評価差額金	793千円																																												
その他	806千円																																												
繰延税金負債合計	1,600千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	2.9%	評価性引当額の減少	1.6%	住民税均等割	0.1%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%																														
法定実効税率	40.7%																																												
(調整)																																													
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	2.9%																																												
評価性引当額の減少	1.6%																																												
住民税均等割	0.1%																																												
その他	0.4%																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%																																												

10. 資産除去債務関係

第25期
平成23年3月31日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用に賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件の耐用年数等を参考に使用期間を見積り、対応する期間の割引率を使用して、金額を算定しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	5,776千円
時の経過による調整額	79千円
見積りの変更による増加額	10,489千円
期末残高	<u>16,345千円</u>

当社グループの経営統合に伴い、当事業年度末において見積りの見直しを行ったもの

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

11. セグメント情報等

第25期
(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(セグメント情報)

第24期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
中央三井高金利ソブリンオープン	1,336,886千円
中央三井VAバランスファンド(株25/100)	1,150,446千円

(注)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載して
おります。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度において、17,622千円の減損損失を計上しておりますが、当社は投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 最終改正平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

12. 関連当事者との取引関係

第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代行手数料	3,600,680	未払手数料	300,655
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借(注2)	2,778,495 -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	235,031 49,803 71,548
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入(注2) ソフトウェア	45,122	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区	261,608	グループの業務執行管理	(被所有)直接100%	持株会社経営指導	統合関連費用の支払 統合関連費用	51,394	未払金	15,680

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1)支払代行手数料	3,100,880	未払手数料	243,621
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料 (注1)調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借 (注2)	2,425,966 -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	201,863 11,088 72,681

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報

項目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	487,545円94銭	542,702円95銭
2. 1株当たり当期純利益	62,395円92銭 (注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	54,910円36銭 (注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当期純利益(千円)	315,099	277,297
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	315,099	277,297
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,050	5,050

14. 重要な後発事象

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 充男 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

科目	第26期中間会計期間末 平成23年9月30日	
	金額（千円）	
(資産の部)		
流動資産		
1. 現金・預金		2,380,387
2. 前払費用		64,463
3. 未収委託者報酬		912,743
4. 未収収益		50
5. 繰延税金資産		43,804
6. 1年内回収予定の差入保証金		91,552
7. その他		1,135
流動資産 計		3,494,136
固定資産		
1. 有形固定資産 1		
(1) 建物		4,874
(2) 器具備品		23,552
有形固定資産 計		28,426
2. 無形固定資産		
(1) ソフトウェア		64,361
(2) 電話加入権		1,847
(3) 電話施設利用権		27
無形固定資産 計		66,235
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		58,718
(2) 長期貸付金		36,338
(3) 長期前払費用		1,808
(4) 会員権		25,000
(5) 貸倒引当金		36,338
投資その他の資産 計		85,526
固定資産 計		180,189
資産合計		3,674,325

科目	第26期中間会計期間末 平成23年9月30日	
	金額（千円）	
(負債の部)		
流動負債		
1. 預り金		3,425
2. 未払金		
(1) 未払手数料	310,451	
(2) その他未払金 2	81,207	391,659
3. 未払費用		302,029
4. 未払法人税等		55,232
5. 賞与引当金		52,320
6. 役員賞与引当金		2,356
7. 資産除去債務		16,385
流動負債 計		823,409
固定負債		
1. 退職給付引当金		19,861
2. 繰延税金負債		403
3. その他		15,475
固定負債 計		35,740
負債合計		859,149
(純資産の部)		
株主資本		
1. 資本金		300,000
2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		50,000
資本剰余金 計		50,000
3. 利益剰余金		
(1) 利益準備金		25,401
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,441,256
利益剰余金 計		2,466,658
株主資本 計		2,816,658
評価・換算差額等		
1. その他有価証券評価差額金		1,481
評価・換算差額等 計		1,481
純資産合計		2,815,176
負債・純資産合計		3,674,325

(5) 中間損益計算書

科目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
	金額(千円)	
営業収益		
1. 委託者報酬		5,398,191
営業収益 計		5,398,191
営業費用		
1. 支払手数料		2,281,099
2. 広告宣伝費		52,806
3. 調査費		
(1) 調査費	113,633	
(2) 委託調査費	1,699,582	1,813,215
4. 営業雑経費		
(1) 通信費	5,849	
(2) 印刷費	105,715	
(3) 協会費	6,167	
(4) 諸会費	561	118,293
営業費用 計		4,265,414
一般管理費		
1. 給料		
(1) 役員報酬	44,415	
(2) 給料・手当	323,432	
(3) 賞与	56,367	424,216
2. 福利厚生費		127,354
3. 交際費		397
4. 旅費交通費		9,674
5. 租税公課		6,980
6. 不動産賃借料		59,038
7. 退職給付費用		3,434
8. 賞与引当金繰入		52,320
9. 役員賞与引当金繰入		2,356
10. 減価償却費 1		24,737
11. 諸経費		279,843
一般管理費 計		990,353
営業利益		142,423

科目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
	金額(千円)	
営業外収益		
1. 受取利息		369
2. 貸倒引当金戻入		1,250
3. 雑収入		3
営業外収益 計		1,623
営業外費用		
1. 雑損失		85
営業外費用 計		85
経常利益		143,961
特別利益		
1. 投資有価証券売却益		153
特別利益 計		153
特別損失		
1. 投資有価証券売却損		2
2. 統合関連費用		15,235
特別損失 計		15,238
税引前中間純利益		128,876
法人税、住民税及び事業税	52,275	
法人税等調整額	549	51,725
中間純利益		77,150

(6) 中間株主資本等変動計算書

第26期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	50,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	50,000
資本剰余金合計	当期首残高	50,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	25,401
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	2,364,106
	当中間期変動額	中間純利益 77,150
	当中間期末残高	2,441,256
利益剰余金合計	当期首残高	2,389,507
	当中間期変動額	77,150
	当中間期末残高	2,466,658
株主資本合計	当期首残高	2,739,507
	当中間期変動額	77,150
	当中間期末残高	2,816,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	1,142
	当中間期変動額（純額）	2,624
	当中間期末残高	1,481
評価・換算差額等合計	当期首残高	1,142
	当中間期変動額	2,624
	当中間期末残高	1,481
純資産合計	当期首残高	2,740,649
	当中間期変動額	74,526
	当中間期末残高	2,815,176

重要な会計方針

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)を耐用年数としております。</p>
3. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p>
(3) 役員賞与引当金	<p>役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p>
(4) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p>

追加情報

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
2. 役員賞与引当金	役員賞与制度新設に伴い、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、当中間会計期間から役員賞与引当金を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 35,117千円 器具備品 143,248千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうち、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
1. 減価償却実施額	有形固定資産 8,010千円 無形固定資産 16,727千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)				
	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当中間 会計期間末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				

リース取引関係

第26期中間会計期間
（平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで）

当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

金融商品関係

第26期中間会計期間
（平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,380,387	2,380,387	-
(2) 未収委託者報酬	912,743	912,743	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	48,718	48,718	-
(4) 未払金	(391,659)	(391,659)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬及び（4）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内 容	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

有価証券関係

第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)			
1. その他有価証券			
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
投資信託受益証券	200	200	0
計	200	200	0
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
投資信託受益証券	48,518	50,000	1,482
計	48,518	50,000	1,482
非上場株式（中間貸借対照表計上額 10,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

デリバティブ関係

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

資産除去債務関係

第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
	千円
期首残高	16,345
時の経過による調整額	40
中間期末残高	16,385

セグメント情報等

第26期中間会計期間
(平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(セグメント情報)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド(ブラジル・レ アルコース)	1,201,868千円
中央三井高金利ソブリンオープン	535,464千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

1 株当たり情報

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	557,460円63銭
1株当たり中間純利益	15,277円38銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
中間純利益(千円)	77,150
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	77,150
普通株式の期中平均株式数(株)	5,050

重要な後発事象

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の実取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社は、平成24年4月1日に中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成23年9月末日現在）	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成23年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5) 目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月23日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCMAM日本債券インデックスeの平成23年1月25日から平成24年1月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CMAM日本債券インデックスeの平成24年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月27日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月24日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCMAM日本債券インデックスeの平成22年4月6日から平成23年1月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CMAM日本債券インデックスeの平成23年1月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 壁谷 惠嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。